

令和元年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年12月9日（第4日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	税務課長	久原浩文
住民課長	千布一夫	保健福祉課長	坂本博樹
長寿社会課長	武富健	生活環境課長	片渕徹
水道課長	中村政文	農業振興課長	木下信博
産業創生課長	吉村大樹	農村整備課長	笠原政浩
建設課長	喜多忠則	会計管理者	西山里美
学校教育課長	吉岡正博	生涯学習課長	川崎直
農業委員会事務局長	久原雅紀	白石創生推進専門監	木須英喜
保険専門監	小川善秋	下水管理専門監	稲富道広
主任指導主事	宮崎泰仁		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 草場祥則議員

1. 幼児教育・保育の無償化について
2. 子ども虐待防止対策について
3. 学校給食調理業務の民間委託について
4. 町長の町外出張について

2. 中村秀子議員

1. 幼児教育の充実について
2. 下水道事業について

3. 吉岡英允議員

1. 浸水災害に強いまちづくりについて

4. 溝上良夫議員

1. 令和元年8月佐賀豪雨対策の総括について
2. 台風17号による被害状況と対策について

5. 西山清則議員

1. 浸水・冠水被害の防止について
2. 観光資源の開発について
3. 子どもの体力向上とスポーツ推進の施策について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、草場祥則議員、井崎好信議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は5名です。

順次発言を許します。草場祥則議員。

○草場祥則議員

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、令和元年最後の議会で最初の質問者ということで、しっかりとやっていきたいと思っております。一番最初ということで、一般質問者を見よったら一番最後の締めは前田議員ということになっておりますので、ひとつしっかりと頑張ってもらうように私からもよろしくお願いしときます。

それでは、第4項目にわたって質問をしたいと思えます。

まず、幼児教育・保育の無償化についてということで、これは中村議員とダブっとるといいますか、中村議員も質問書を出しておられますので、そこら辺を加味して質問をしていきたいと、そういうふうに思っております。

ことしの10月から実施された幼児教育・保育の無償化によって保護者の負担軽減になっている点は大いに評価できると、そういうふうに思います。非常に助かっているという声が聞こえてきます。ただ、その中で、預かり保育の利用者がふえて、また役場に対する事務手続等がふえて、保育士、保育園側の負担がふえるんじゃないかなと、そういうふうなものを危惧するわけでございます。現場を任せてある保育士の不足が危惧をされるわけですが、本町における状況と雇用環境や待遇改善の実態についてお伺いいたします。

○坂本博樹保健福祉課長

幼児教育・保育の無償化につきましては、議員申されますように、3歳から、または3歳児クラスから5歳児クラスまでの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たちの利用料、いわゆる保育料が無償化、またゼロ歳から2歳につきましては、住民税非課税世帯の子供たちの利用料が無償化となります。

先ほど言われましたように全国的に保育士不足が言われておりますけれども、本町においても例外ではないというふうに思っておりますが、現状といたしまして、今回の無償化によりまして新たな園児の入所申し込み等についてはあっておりませんので、今のところ無償化前後においては大きな変化はないものと考えているところでございます。

雇用環境でございますけれども、保育士の正規、非正規雇用の割合で申しますと、町内9園全体ではおおむね3割程度が非正規の保育士というふうになつとるところでございます。ただ、状況を見てみますと、保育士の方々の多様な働き方の考え、例えばまだ子供さんが小さいので早出とか遅出をしたくないというか、されないとか、あるいは正規での常勤よりも短時間の勤務を希望されるという、そういう状況もあるよう

でございます。

保育士不足の原因の一つと言われるものが保育士の処遇、給料等の問題でございます。保育士の処遇改善の取り組みといたしましては、国においては平成25年度より保育士の勤続、経験年数に応じた賃金改善の取り組みを行った保育園に対しまして保育士の給料を上げるための補助金を支給する、そういった制度が設けられまして、各園ではこの補助金を活用して給料のベースアップ、あるいは処遇改善手当等として給料に上乘せをしたりすることで保育士の処遇改善を行っているところでございます。

また、平成29年度からは技能、経験に応じた処遇改善加算ということで、通常保育園には主任保育士等がいらっしゃいますけれども、そのほかに副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーといった役職を設けまして、各種研修を行いまして、技能を習得することによりまして保育士のキャリアアップをしやすくして、それらの役職についての保育士につきましては処遇改善ができるというふうな新たな制度が創設をされております。本町の私立保育園、公設民営保育園、認定こども園では、これらの制度を活用し、保育士等の処遇改善に取り組まれているところでございます。

あと、保育士の勤務環境の改善もでございます。保育園のICT情報通信技術の活用による書類作成業務の省力化、そういったところでの補助も行っているところでございます。これらを通して保育士不足の解消につながればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

職安といいますか、そういうところもなかなか保育士になりたいというような方が少ないというふうなことを聞いております。ただ、こういうふうには世論が保育士の処遇を改善せんばいかんというようなことが盛り上がってきますと改善もできるだろうし、今後は保育士の不足というものは改善できるんじゃないかなというふうには期待をしております。

ただ、私も現場を見たところ、非正規職員さんというようなことが非常に多いので疑問に思ったんですけど、本人さんが望んどるといいますか、私は何かアルバイトといいますか、そういうふうなものでいいと、時間的に自由にできるしというようなことを聞いて、そういうふうな考え方もあるというのを認識をいたしました。

そこで、不思議に思ったのは、無償化になったのに何で副食費が高くなってかえって多く出費せんばいかんというふうなことが雑誌にも載っておりまして、この前の新聞にも載ってございましたけど、ここら辺がちょっとわからんもんで、保育料が無償になったのにどういふふうなわけで支払いが多くなったというような疑問といいますか、不満の声が上がっているというのはどういふわけでしょうかね。ひとつ説明お願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

幼児教育・保育の無償化につきましては、先ほど説明したとおりでございますけれども、これにつきましては給食、いわゆる副食費にかかる分については実費負担という

ふうになっております。これにつきましては、保育所等の給食の材料にかかる費用、いわゆる給食費は自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるということで、保育所等を利用する保護者もみずから自宅で子育てを行う保護者も、同様にその費用を負担することが原則というふうになっております。無償化後も引き続き保護者の負担としているところでございます。ただ、副食費の負担につきましても免除制度がございまして、低所得者あるいは第3子以降については免除というふうになっております。

現在、新聞報道等で報道がされているところでございますけれども、各自治体のところで詳細なところまではわかりませんが、無償化前から各自治体で保育料の軽減策をされている場合には、今まで保育料の中に含まれておりました副食費が無償化により副食費の負担が生じるということでございます。例えば園児が3人同時入所の場合につきましては、1人目の保育料は100%の負担になります。2人目は1人目の半額の50%の負担、3人目は無料というふうなことになっておりまして、自治体においては先ほどの50%の2人目、第2子の保育料を例えば無料という施策を行っていた場合、この場合は保育料が無償ですので副食費の部分も無料ということになります。今回の無償化により副食費が自己負担になりますので、今まで無料であった副食費の分が負担増になるという、そういった逆転現象が生じたものというふうに理解をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

副食費ですけど、総務課長にお聞きしますけど、副食費の助成といいますか、そういうふうなのは全然考えてないわけですか、今後町としては。

○松尾裕哉総務課長

御質問でございますが、副食費の助成ということについては、今のところは考えていないというふうな状況でございます。

○草場祥則議員

無償化に合わせていろんな問題といいますか、新聞紙上で便乗値上げをやっとるというふうなことも載っておりますと、そういうふうなところで町としてどこまで今の民営化した園に干渉できるかというようなことで、結局保育料の決定権というのは、保育園のほうから申請があったのを町が受けるというような形になるわけですかね。例えば職員の給料を上げたけんが保育料をこれだけくださいというような、そういうふうなやりとりで決まるわけですか、保育料というのは。そこら辺を説明してください。

○坂本博樹保健福祉課長

保育の実施義務につきましては、市町村がございまして、児童福祉法に基づきまして、認可保育園への入園を希望する子供たちについて保育所に入所させる義務については、

それぞれの市町、本町であれば白石町に義務がございます。先ほどの保育料につきましては、国が世帯の所得あるいはその状況、そういったものを勘案して国が水準を定めておりまして、各自治体におきましては国が定める水準を限度として各それぞれの市町で保育料を決定するようになっております。したがって、例えば私立保育園が独自に保育料を決めるということではなく、全て保育料については各自治体、市町村が決定するということになっております。

以上でございます。

○草場祥則議員

それでは、各保育園が勝手に、うちは給料を上げたけんがというようなことで申請しても、そげなことはないということですね。

それと、そういうふうないろんな運営といいますか、保育園の運営について、以前白石の指定管理を外すときに指定管理保育園評価審査委員会というのがあったわけですね、私もかたっておりまして。そういうふうなところで第三者を入れた審査委員会といいますか、そういうふうなことをつくって、5年に1遍ぐらひはその園の内容を審査するといいますか、そういうふうな機関をつくるべきじゃないかなと私は思っておるんですけど、いかがでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど議員申されますように、公立保育園から指定管理制度による公設民営、そして民営化に向けましては第三者委員会、先ほど言われました白石町立指定管理保育園評価審査委員会を設置をいたしております。公設民営保育園につきましては、3年間の運営状況を見まして4年目に評価委員会で評価をいたしまして、評価結果により完全民営化へということで判断を行ったところでございます。

第三者委員会等の設置をする必要があるのではないかとということでございますけども、完全民営化におきましては社会福祉法人の取得の義務づけをしております、基本としては社会福祉法人の法人監査というものがございます。それと、公立保育園、私立保育園にかかわらず毎年県による指導監査がございまして、町としても県の指導監査に同席し、内容を把握しております。また、県の監査とは別に、町のほうにつきましても確認監査というのをやっているところでございます。

当然これらの監査に基づきまして指導等、指摘等事項があれば、各園については改善をしなければいけないこととなります。そういったところで、こういった監査等を通しまして指摘事項等の改善を行うことで健全な保育所運営はできるものというふうにご考えておるところでございます、新たな第三者の評価委員会等については設置は考えていないところでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

こういう保育園の運営というのは、町民の方の信用が第一というふうに思いますので、ひとつ監査のほうをしっかりとやってもらうようお願いいたします。

続いて、3番目に入ります。

残念ながら、佐賀県でも保育中の事故というのは確実に発生をいたしております、現実に。本町の近年保育園で発生した事故の件数と主な内容、それと対応それから今後の対応、そういうふうなことをお聞きしたいと。お願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

町内の保育園、認定こども園で発生いたしました治療に要する期間が30日以上事故につきましては、昨年度が3件ございます。今年度は、今現在2件の報告があつているところでございます。

主な内容につきましては、保育中の園舎内での転倒、例えば工作中的の新聞紙とか敷いてあるところでちょっと滑って頭を打ったりとか、そういったところがございます。また、園庭での園児の転倒による事故がございます。

保育所等による事故防止と事故発生時の対応につきましては、国の内閣府、文部科学省、厚生労働省の通知がございまして、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインがございます。これに基づきまして各園ではマニュアルが制定をされておまして、そのマニュアルに基づき対応がなされている状況です。

施設、遊具等の日常の安全点検や、あとヒヤリ・ハットといたしまして、これはひやりとしたりはつとした、事故に至らない体験のこの用語でございますけども、このヒヤリ・ハットの事例等の対策等を実施することにより、園児はもとより保護者あるいは職員、そういったところの安全・安心を確保しているところでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

わかりました。これは、過去の事故の事例を学んで、防止策を着実に実行して、安心・安全な保育園をつくっていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、2項目めの子供虐待防止対策についてということで質問したいと思っております。これも溝口誠議員と重なっておりますので、そこら辺また考えて質問したいと思っております。

子供の健やかな成長に影響を及ぼす虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題であります。本町の子育て支援事業計画においても、虐待防止対策の充実に努めるものとされ、家庭支援の充実が必要不可欠と考えます。本町における虐待の実態とその対応について問います。よろしく申し上げます。

○坂本博樹保健福祉課長

本町の児童虐待の実態につきましては、児童虐待と思われる通報相談件数でございますけども、平成29年度の新規の通告相談件数が6件で対象児童が8人、平成30年度は7件で対象児童11人、今年度は今現在4件で対象児童が5人というふうになっているところでございます。通告相談の経路といたしましては、学校、保育園、民生委員、

親戚、近隣の方などからでございまして、内容といたしましては、主に子供の世話ができない、いわゆるネグレクト、しつけの行き過ぎによる体罰、また子供の前でのドメスティック・バイオレンス、面前DV、そういったものが上げられます。新規の通告相談件数のうち虐待と認められる件数につきましては、平成29年度1件、対象児童2人、30年度は3件、対象児童6人、今年度は今現在1件、対象児童が1人でございます。虐待の種別としましては、身体的虐待、ネグレクト及び心理的虐待でございます。

まず、対応でございますけども、町のほうに通告等があった場合につきましては、まず学校、保育園などの関係機関への聞き取りを行いながら保健福祉課の職員のほうが48時間以内に目視で児童の安全確認を行っております。その際、虐待案件と判断した場合につきましては、すぐ児童相談所のほうに報告をいたしまして、アドバイスを受け、連携して緊急性の判断を行い、生命にかかわる緊急性がある場合につきましては児童相談所への事案送致を行い、児童相談所では一時保護などの対応が行われることとなります。児童相談所への事案送致を行わないケースにつきましては、速やかに学校あるいは保育園、児童相談所などの関係者と、白石町の要保護児童対策地域協議会というのを設置しておりますけども、この協議会の個別ケース検討会議を開催いたしまして、今後の児童の安全確保と家庭への支援などの話し合いを行い対処をいたしているところでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

我々には、虐待と見たら通報する義務があるわけですね。それで、今後はこういうふうな社会の目といいますか、そういうようなもので監視していくということで、虐待の通報といいますか、虐待じゃないやろうかというのは年々ふえているらしいですね。そういうふうなところで、ただ本当の虐待は減ってきているというようなことで、やっぱり社会の見る目がだんだん厳しくなっている証拠じゃないかなと、そういうふうに思います。

そこで、児童相談所の件ですけど、児童相談所は佐賀県に2箇所ありまして、白石町を管轄する佐賀中央児童相談所と、唐津、伊万里、玄海、有田などの北部児童相談所という2箇所があるようでございます。そこで、児童福祉司は県内で18名いらっしゃるということですけど、児童相談所のかかわりと児童福祉司の役割、また本町にはどれだけの人数の方がおられるか、その担当といいますか、そういうのがどういうふうになつとるもんか、よろしくお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

まず、児童相談所の基本的な機能として4つございます。

1つ目は、市町村による児童家庭相談への対応について、情報の提供、その他必要な援助を行う市町村援助機能がございます。2つ目に、子供に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識や技術を必要とするものにつきまして援助指針を定めまして、児童相談所みずから、または関係機関等を活用し、子供の援助を行う相談機能、

3つ目に、必要に応じて子供を家庭から離して一時保護する一時保護機能、そして4つ目に、子供を児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、または里親に委託するなどの措置機能、この4つの機能が児童相談所にはございます。

市町村との連携における児童相談所の役割といたしましては、ケースの初期対応や進行管理、位置情報等の必要性の判断、市町村の児童家庭相談の対応についての技術的援助や助言、また市町村では対応が困難なケースの送致を受け子供の安全確保のための立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所措置の権限を活用いたしました子供や保護者に対する専門的な支援、それと施設の退所後の子供や里親委託解除後の子供が安定した生活を継続できるよう市町村と協力して子供や保護者に対する支援、こういったものが上げられるところです。

このように、児童相談所は市町村との適切な役割分担、連携を図りまして、先ほど申しましたような機能を十分発揮し、活用し、その任務を果たしていくようになっております。

先ほど言われました児童福祉司でございますけれども、児童福祉司につきましては、例えば医師とか社会福祉士等の資格取得を持った方、あるいは県の指定する講習会の課程を修了するなどのそういった任用資格要件を持った者から任用される児童相談所の職員でございます。主な役割としましては、子供、保護者等から子供の福祉に関する相談に応じること、調査によりまして子供や保護者等の置かれている環境、あるいは問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにしましてどのような援助が必要であるか、そういった判断を行うための診断、それと子供、保護者、関係者との必要な支援、指導を行うこと、それと保護者等の関係調査を行うこと、こういったところが児童福祉司の役割として上げられるところでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

児童福祉司さんと町のかかわりといいますか、定期的に会合するとか飲みに行くとか、そういうふうなつき合いといいますか、そういうものはあってるわけですかね。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど言いました、例えば個別ケース会議、そういったところに児童相談所から来ていただいていることもありますし、町のほうで判断できないような技術的な助言が必要であれば児童相談所のほうに連絡をいたしまして、そういった指導、助言をいただいているところでございまして、現在本町には1名の児童福祉司の方がかかわっていただいているところでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

児童福祉司さん、前面に立たれる方としっかりとコミュニケーションをとってもらいたいと、そういうに思います。

3番目に、子供たちの叫びを拾うためには警察、病院などの関係機関の連携と地域

との連携が不可欠であると、ワンストップで対応する仕組みづくりについてお伺いいたします。

この前テレビで聞きよったら大阪市で、大阪弁で聞くということを知ると、名称は「きくで」です、その会の名前は。それは、町内の美容師さんとか町内の床屋さん、それから食堂とかのおばちゃん、おじさんたちに講習をして、そしてそういうふうな身近な相談に乗ると。もう深刻になったらこういうふうな専門の機関に行かんといかんですけど、その前に親を育てるということで、親の悩みを聞いてくれたりなんたり気楽に。この前テレビで出たのは、床屋をしながら自分の悩みを言ったり。そういうふうな「きくで」という組織を町がつくって、それでそういうふうな虐待防止に役立つというようなことで、特に一番のポイントは親を育てるということがポイントのようで、お父さん、お母さんの話を聞いて説得するじゃなかばってん、ちょっと聞いてやるというふうなことで、非常に効果が上がってるというようなことを聞いております。その相談員になられた方も、自分もやっぱし小さいころ、過去にそういうふうな経験があるというなことで、非常にこれも何か社会で育てるという意味で一つのヒントになりやせんかなというようなことで、ひとつ紹介をしときます。

どうしてもテレビを見た印象ですけど、児童相談所、ほんなごて真剣に考えとるのか。やっぱし警察ば入れんばなかなかしいきらんじゃなかろうかと。相談所ではそういうふうな特権とかはあるわけですかね、例えば通報を受けた場合、強制的に家の中に入るとか。何か手ぬるいような感じがするわけですよ。事故があった場合の児童相談所の所長さんの記者会見を聞きよっても、何か人ごとのような感じが、非常に失礼ですけど、受けた感じが。そういうふうなことで、ある程度警察、県といいますか、そういうふうな権力を入れんとなかなか撲滅しないんじゃないかなという思いがありますけど、いかがでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

警察の関与というところでお答えをさせていただきますと、いわゆる議員がおっしゃりますように、重篤な虐待事案については警察の関与が必要というふうに十分考えているところでございます。町に通告、相談等によって把握した虐待案件のうち刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案につきましては、保護者が子供の安全確認を強く抵抗することが予想される事案であったり、そういった事案につきましては早急に子供の安全の確保が必要になります。そういったところで、警察そして児童相談所と情報共有を図って、連携して対応するというのが必要だというふうに考えております。

実際、町の個別ケース検討会議につきましても、警察に出席をいただいてケース会議を行った事例もございます。やはり生命にかかわる事案でありましたら、最大限法律等を重視しながら対応していく必要があるというふうに考えているところでございます。今後とも、町としても最悪な事態を招かないように警察、児童相談所、その他関係機関と連携体制を整備、強化して努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

児童相談所に入れとって、家に帰したらすぐ虐待を受けて亡くなったというのを聞いたら、もう少しどがんかでけんやろかなと思うわけですね。ですから、そこら辺のないように。それと、大阪の「きくで」、これはやっぱしちょっと考えてみられたらいいんじゃないかなと思います。ひとつよろしくお願いします。

それでは次に、第3番目の学校給食調理員の民間委託についてお伺いをしたいと思います。

近年は、労働不足により本町の学校給食調理員の確保についても支障を来している。これからノウハウを持つ民間業者への委託を拡大していく際の事業者の選定についてお伺いをしたいと思います。

まず、選定について考えられるのは、安ければよいというようなものが一番考えられるわけですが、単に安ければ調理員の経験や技能を問わず、また従事する調理員の人数を減らせば安くできると思います。しかし、それでは児童・生徒の質の高い給食、栄養士が求めるメニューを調理できる能力が保証されているのかというような疑問がたきます。

現在白石町の学校給食は、町外の学校から異動されてきた先生たちにとっては大変おいしいということで大好評でございます。また、平成29年度には給食センターが佐賀県学校給食献立コンテスト優秀賞、昨年は有明小・中学校の給食が入賞というような輝かしい実績があります。これも町内でおいしい産品をつくっていただく町民の方、それとまた献身的に品物を納めてもらってる納入業者の皆さんの努力のたまものだと、そういうふうに思っております。

また、学校給食は、食育の面でも重要でございます。単に腹を満たす、栄養を補給するだけではありません。学校給食の調理員は、学校職員であり、学校教育の一環を担っています。給食を通じて子供たちと接し、また学校生活、行事の中では子供たちと直接接されるわけでございます。その中で、子供たちに栄養や食事の大切さ、また楽しさを伝えてもらうことも十分期待できるわけでございます。

このように考えると、単に委託料が安ければよいというだけではいけないと思いますが、これに対してどういう業者を選ぶのかお答えをいただければと思います。

○吉岡正博学校教育課長

委託先の事業者を決定する方法の御質問でございますが、基本的には価格の競争によるものということになります。しかしながら、今議員がおっしゃいましたように、安ければいいというものではないと私どもも考えております。

白石町が考えます給食調理業務の委託は、メニューや味つけは学校栄養士が指示をいたしますし、調理業務と食器の洗浄業務のみの委託を考えております。当然学校栄養士が指示をしますメニューや味つけを調理できる調理員の人数や技量を求める必要があります。このため現在の調理員の人数と一定の技量、経験を求めることとしております。それはには、ある意味では一定の賃金が必要かと思っております。

また、学校給食は、議員がおっしゃいましたように児童・生徒への食育の場でもご

ざいまして、学校の中では調理員は児童・生徒と触れ合う場がございます。そのときの調理員の行動や会話は、児童・生徒にとりまして食事に関心をもたらす場でもございます。よって、学校調理員には、学校職員としての考え方や行動も求めることとなります。

このため、人的な危機管理も考えまして、佐賀県内で学校給食をしている実績がある事業者の中から、金額はもちろんでございますけれども、学校給食に対する考え方、調理業務の実施体制、安全、衛生管理体制、調理従事者の研修等につきまして提案をしていただき、選定委員会を設けて総合的に審査をしたいと考えております。

以上でございます。

○草場祥則議員

私も、金額が全てじゃないと、そういうように思います。今言われるように顔の見える食事を出すとか、そういうふうなことが非常に子供たちの精神面でプラスになるんじゃないかなと思います。

それで、ここ数年の学校給食でこういうふうな民間委託をされるわけですね。2番目になりますけど、簡単に言うと、民間委託のメリット、デメリットということでお聞きしたいと思います。

ここ数年、社会全体の人手不足の中で調理員が集まらないというのは、本当に現実だと思います。平成29年度から、まず福富中学校の副食調理を中止して、給食センターで調理、配送するということになりました。また、平成元年度には有明中学校の給食調理業務を民間に委託しまして、現在行われておるわけでございます。私たちが試食に行きましたけど、非常においしいんじゃないかなと、そういうふうに思っております。また、さらに令和2年度から、この議会に出しておられますけど、町が福富小学校の調理委託の民間委託を提案するということになっております。

今後も民間委託をほかの調理場まで進める方針なのだと思いますけど、さっきも述べましたように、町が直接雇用するよりも民間委託すれば単に調理員の人件費でなくその調理を請け負う企業としての経費、総務や人事関連の経費というふうな委託料が含まれて、民間企業である以上、利益を出さんといかんというようなことで負担増になるんじゃないかなと、そういうふうなデメリット面を考えるわけですけど、そういうふうなところはどういうふうにお考えでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

まず、メリットでございますけれども、今年度有明中学校を民間委託をしました経験から申し上げます。

まず、調理員の構成がしっかりしていると感じております。段階的な経験年数や技量による調理員構成になっておりまして、研修を受けての配置となつて、その上で調理員の責任が明確でその職責を果たされております。また、それをバックアップする体制が会社として整っております。

次に、休暇や欠員が生じたときの補充体制がしっかりしております。日ごろから調理員をほかの調理場と交代勤務をさせて、欠員補充が必要な場合はその調理場の経験

がある調理員が入ります。それ以上に欠員補充の必要が生じた場合は、組織が大きく調理員が多数在籍しておりますので、エリアの指導調理員等が補充に入る体制が整っております。また、町の直接雇用ではなくなりましたので、調理員の雇用に伴います人事管理や健康保険、労災保険等の事務も町としてはなくなっております。

それから、デメリットでございますが、まず議員のほうがおっしゃいました経費の面でございますけれども、来年度民間委託を提案しております福富小学校で民間委託の経費を従来の経費と比較いたしますと、一般的な正職員1人の人件費と日々雇用調理員4人の賃金と比べますと民間委託は約1.3倍ほどになります。しかし、来年度から従来の日々雇用職員は、会計年度任用職員として期末手当、通勤手当が支給されることによりまして待遇が大幅に変わります。このほかに総務課が管理します社会保険料等の負担もなくなりますので、1.2倍弱ぐらいかと思っております。

それ以外にデメリットのところでございますが、民間委託をいたしますと、一般的にデメリットといいますか、不安をお持ちになるのが、給食の質や味が低下するのではないかと、それから地元の食材事業者、地産地消という意味でもございますが、利用されなくなるのではないかと、そして最終的なところですが、給食費が高くなるのではないかとということが一般的に思われるようでございます。

これに対しまして、本町の調理業務委託は次のような対応をいたします。

給食の質や味が低下するのではないかとということに対しましては、白石町の行う民間委託は調理業務の委託でございますので、メニューの決定や味つけ、また食材の内容や質は従来どおり学校の栄養士が決定いたしますので、変わりはありません。そして、地元の食材販売事業者が利用されなくなるのではないかとという不安でございますが、これに対しましても、先ほど申し上げましたように、学校の栄養士が食材を決定して地元の納入業者に発注をいたします。これも変わりはありません。それから、給食費が高くなるのではないかとという不安があるようでございますが、給食費は法的に食材費だけを給食費としていただいております。人件費や整備費は給食費の中には入っておりませんので、これにつきましても保護者の負担には今後も影響はございません。以上の対応を考えております。

以上でございます。

○草場祥則議員

何といいましても一番のメリットは、いろんな要らぬ心配といいますか、人事面のそういうふうなことがなくて、安心してこういうふうな給食業務ができるというのが一番のメリットじゃないかなと思います。

ただ、これは保育園の件でも一緒ですけど、何年前ですか、公設民営化で最終的には民営化するというような方針を片渚町長のときに出されて、そのときの反対を訴えて、自分も受けたわけです。そのときの理由が、民間企業にしたら保育料が高くなるとか、ちょうどこの保育園のデメリットと一緒に、そういうふうな話を大分若い奥さんたちから言われて、つるし上げられたこともあります。

そういうふうなことで、ある程度町がこういうふうにして中に入ってきてもらってるといようなことは非常に心強いものだと、そういうふうにあります。とにかく、

今後非常に有意義な給食業務をしていただきますようお願いをいたしておきます。

それでは、4番目の町長の町外出張についてということで質問したいと思います。

非常にデリケートな問題ですので、まず総務課長から資料が行っておりますので、資料の説明をひとつよろしくをお願いします。

○松尾裕哉総務課長

東京を中心といたしました出張の主な理由についてということで、資料を掲示をいたしておりますので、その資料に基づいて御説明をさせていただきます。この資料につきましては、町長の11月分の東京都への出張用務の一覧表でございます。

まずは、11月5日の災害復旧促進全国大会から28日の国保制度改善強化全国大会までは、主に19用務がございまして、11月5日から7日までが1回の出張、同様に11日から15日、それで18日から19日、26日から28日までの計4回、13日間の東京出張となっております。この間、首長さんが集まれる全国大会につきましては、それぞれの期日が調整をされておまして、数日間にわたるもののある程度まとまった日程で開催されております。それに合わせまして、国会議員や関係省庁への要望活動が行われてるところでございます。

簡単に一覧表の中を申し上げますと、喫緊の課題でございます災害対応や防災対策を議題といたしましたNo.1の災害復旧促進全国大会、No.2の治水事業促進全国大会、No.14の全国治水砂防促進大会、また基盤整備に関する要望活動といたしまして、No.3の国道207号改良促進期成同盟会、No.12の農業農村整備事業促進協議会、No.13の筑後川土地改良事業促進協議会、それとNo.16の六角川改修期成同盟会など、本町だけでは対応し切れない大規模な事業の実現に向けまして、ほかの自治体とともに町長は取り組まれている状況でございます。

以上でございます。

○草場祥則議員

この行程表を見まして、非常に町のためにも、これは佐賀県のためにもしっかりと頑張ってもらっているなど、そういうように思います。私も心の隅の隅ぐらいには、町長は今度は何をしに行きよっとやろうかなというふうな気持ちがあったと思います。ただ、これを見て、なるほどなど、本当に家の奥様は寂しかやろうなどと思って、すっかりしとつともわからんばってん、そんなことだと思います。これを見て、私も今そういうふうに、大いに佐賀県を代表して当白石町の町長が中央官庁に行っているというようなことは、非常に誇りに思うわけでございます。

ただ、中には、私もほんの隅の隅にですけど、町長はごつと東京さに行きよるというような話をよく聞きます。そういうふうなところで、町長の感想をひとつよろしくをお願いします。

○田島健一町長

草場議員から質問といたしますか、町民さんもそういう気持ちも持っていらっしゃるかというふうに思いますので、私のほうからも一言答弁をさせていただきたいという

ふうに思います。

私に対しましても、11月につきましてはいろいろな方から、町長は東京さにばかり行きよるのうと、役場の仕事をしよるんかなというような声もありました。私は、町政を運営するに当たっては私人の考えは捨てまして、常に公人として、白石町の町長として、究極は町また町民のために取り組んでいるところでございます。言いわけじみたこと、自慢じみたことは言うつもりはございません。

ことしに入りまして、これまで上京の機会は16回ございました。特に多かった月が7月と8月、それに10月と11月でございました。先ほど総務課長から11月につきましては詳細な説明があったところでございますけども、8月といえば、国において次年度予算の概算要求額の取りまとめの時期でございます。また、12月は次年度予算が固まる、閣議決定が12月下旬になされるわけでございますけども、そういう時期でございます。そういったことから、この時期になりますと予算獲得に向けた各種大会であるとか要望活動が集中するわけでございます。

さらに、ことしは8月以降の令和元年佐賀豪雨災害等がございまして、これに対応するものもございました。知事を先頭にした県下20首長そろっての陳情活動もございましたし、六角川改修期成同盟会として6首長そろっての陳情活動もございました。長期にわたる出張と申しますか、各種大会や予算要望活動の日程についてでございますけども、主催される団体や県に対し何らかの対応をお願いする必要もあろうかと思っておりますけども、関係機関や団体においては重複しないように調整された結果で日程が作成されておりまして、1週間続いてということもあったわけでございます。

これまで主に予算獲得のために行動ということを書べましたけれども、予算要求以外の案件でも上京をさせていただいております。新聞の首長動静には載らないわけでございますけども、今週末、土曜日、日曜日にかけては、農協さんと一緒に東京へレンコンのセールスにも行ってまいります。本町は、山から海までの豊かな自然を持つ一方で、過疎、産業振興、基盤整備、治水、そして災害、防災対策、さらにまた社会保障など、さまざまな課題をあわせ持っております。このような機会にさまざまな提案や要望を行い、白石町の安全・安心、そして笑顔で元気に暮らせる豊かな町のために努めてまいりたいと考えております。

そういったことから、出張は不可避でございます。皆さん方の御理解をお願いしたいところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

非常に心の隅の隅で思ったことがちょっと悪かったなというような感じで思っております。今後とも白石町のトップとしてしっかり頑張っていただきたいと、そういうふうに思います。

それでは、そういうふうな町長の一生懸命さというのはわかるわけですけど、ある程度町民の方にもPRといたしますか、町長の性格から、私用じゃとかなんとか言うような性格じゃないと思います。ただ、少しぐらいのPRといたしますか、こういうことを言ってこういうことをしてきた、行く行くは、東京はこがんとに速いばいとか、そ

ういうふうなことまでできるように、何かそういうふうなPRの場が必要じゃないかと思いますが、副町長、総務課長でもどちらでもいいです。

○松尾裕哉総務課長

今回草場議員のほうから御質問をいただきましたので、総務課といたしましても町長の出張などの業務内容を町民の皆様方にお伝えしていくというようなことも今後検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○草場祥則議員

せっかくこれだけ、11月を見ただけでもかなり重要な会議に出ておられるわけですから、町民の方もわかりになるように配慮をお願いしたいと思います。

次に、一番私も気にしているのが、こういうふうなことで町長がなかなか庁舎におられないというようなときに何か緊急な場合ができたとか、そういうふうな緊急な要件ができたとか、そういうふうな庁内の体制ですか、そういうものはどういうふうになってるわけでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

町内緊急時の庁内の体制でございますけど、初めに地方自治法の第152条におきまして、町長に事故があるときまたは町長が欠けたときは、副町長がその職務を代理することとされておりまして、本町におきましてもそれに基づいた対応をとることになります。また、副町長も欠けたときは白石町長の職務を行う者の順に関する規則がございます。それに基づきまして第1順位の総務課長、それからずっと以下順位を決めて対応することとなります。

近年は災害や危機管理事象などに緊急対応をとる必要が高くなってはおりますが、自然災害の場合、白石町地域防災計画の災害対策本部設置基準に基づきまして、町長不在の場合は副町長が、双方不在の場合は総務課長が災害対策本部の指揮をとることとなります。また、それ以外の事件とか事故などの緊急非常事態の発生に備えまして、本町におきましては平成29年2月に危機管理基本マニュアルを作成をいたしております。危機管理の事象が発生した場合には、危機管理監でございます副町長が報告を受けまして、危機対策本部が必要と判断される場合は町長に危機対策本部の設置を要請することとなります。

ただし、状況によりましては、直ちに危機管理対策本部の設置が必要となると判断される場合には、危機管理監であります副町長が独自の判断によりましてその本部を設置することが可能となっております。指揮系統につきましては、危機管理事象発生の場合も町長が指揮をとることとなりますが、町長不在の場合は副町長が、また双方不在の場合は、先ほど申し上げましたとおり総務課長が危機管理対策本部の指揮をとることとなっております。

以上でございます。

○草場祥則議員

ちゃんとマニュアルがあるということで、非常に安心いたしました。

ただ、マニュアルがあっても、それを理解して行動できるような体制をとるのが大事じゃないかなと、そう思うと思います。副町長、そこら辺の覚悟のほどをひとつ最後にお聞かせをいただきたいと思っております。

○百武和義副町長

今回、町長の、特に東京出張についていろいろ御質問をいただきました。

町長不在のときの体制につきましては、先ほど総務課長のほうから緊急時の庁内体制について、特に危機管理基本マニュアル等で対応をしていくということで御説明をいたしましたけども、今回も10月から11月にかけて町長が東京に上京されているんな提案活動に頑張っていたいただきました。本当に町民の皆さんのために頑張っていたというふうに思っております。その留守の間は私たち職員でしっかり守っていきますので、今後も要望活動を一層頑張っていたいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○草場祥則議員

非常に力強いお言葉をいただきまして、今後町長にしっかりトップセールスをしてもらって、白石町の発展のために寄与していただければと、そう思うと思います。

これで私の質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで草場議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時28分 休憩

10時45分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、きょう2回目の質問者として、通告のとおり2点のことについて質問いたします。

まず初めに、先週届いたニュースの中で一番衝撃的だったのが、アフガニスタンでペシャワール会でいろんな活動をされていた中村哲氏が凶弾に撃たれ死亡されたことです。中村医師は、佐賀県の病院でも勤務された経験があり、我々の日常にも非常につながりのある方でした。戦争という渦中に飛び込んで、その国をよくしようとする姿勢には非常に心を打たれるものがあり、次の中村哲氏を輩出すべく、環境だとか教育だとか、そういうことはどうあるべきかというようなことを考えた次第で

ございます。

まず、1点目の幼児教育についてもそうですけれども、彼のような志の高い清らかな心を持つ人を育てるとというのが、我々教育者だったり行政に課せられた責任ではないかと思えます。子供をどう育てていこうかということについては、環境はもとより親御さんはもとより行政としてもバックアップし、環境がああだったからいい人が育つというような環境にしていかなければいけないんじゃないかと思えます。子供をどう育てていこうかというのは、本町行政の大きな役割でございます。今日少子化が進んでおりまして、後にも質問が出てきますけれども、出生率、出生者数も減少しております。その中で本町では小・中学校の統合再編計画が進められており、コンパクトな子供たちの立場に立った教育をどうしようかということで、よく教育については議論がなされているところです。

一方、保育園、幼児教育については、民営化ということで進められております。民営化ということは、幼児教育の主体は市町にありますので、そこは重要な課題というような認識ではあるかと思えますけれども、いろんな運営だとか教育の質だとかということを全て幼稚園、保育園に委ねて手放すというような一面も見過ごすわけにはなりません。また、このように少子化が進む中で現在の幼稚園まで入れまして9園がそのまま存続するということについては、何かそのままでいいのだろうか、私立の民営化になりますとそこで利益を生まなければならないような状況になると思いますが、そのときに園児の奪い合いがあったり、経営が成り立たなくなったりということが生じるのではないだろうかという危惧も生まれますし、それによって園児に対する、幼児に対する弊害も生まれてくるのではないだろうかというふうに考えているところです。

本町では、全ての子供の健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、基本理念「子どもとともに、人を育て、まちを育む」の実現へ向けて、保護者の勤労状況や家庭の状況など、子育てを取り巻く環境を考慮しながら基本方針を策定していらっしゃいます。

次の目標があります。

子育て支援の充実、子供や母親の健康の保持、増進、子供の心身の健やかな成長、安心・安全な環境づくり、仕事と生活の調和、支援が必要な児童、家庭へのきめ細かな取り組みの推進、本町が実施している保育園の民営化によって当初目指していた課題がどのように成果として生まれてきたのか、また今後の課題はどういうふうなものであるのかということを考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○坂本博樹保健福祉課長

町内の公立保育園につきましては、7園のうち6園が平成25年度から随時指定管理者制度に基づきまして公設民営として5年間運営し、今年度末をもちまして6園全てが完全民営化ということで、私立保育園に移行することといたしておるところでございます。

その成果といたしましては、民間活力の導入によりまして、公立保育園で実施している保育と同等の保育を実施することはもちろんでございますけれども、新たな保育ニー

ズに応じた高い保育水準の保育園運営を目標としまして、受託された事業者にはそれぞれの特色を生かした保育園運営が行われているというふうに認識をいたしております。

また、厳しい財政状況の中でございまして、行政改革の一環によります地方職員数の縮減あるいは民営化することで、各園への運営費につきましては国庫負担金、県負担金を財源といたしました給付ということになりますので、平成16年度に公立保育園運営費国庫負担金の一般財源化、いわゆる交付税措置でございすけども、これによる財政負担等を幾らかでも解消できていくものというふうに考えております。また、施設が老朽化をしております、建てかえにつきましても国の補助事業等を活用できることになりますので、町の財政の負担軽減になっていくものというふうに考えております。また、公立保育園のときにつきましては、臨時の保育士等の割合が約7割という、そういう雇用の状況でございまして、不安定な雇用であったものが民営化によって、各園によって正規職員等として雇用されているということも大きな成果ではないかというふうに考えているところでございます。

課題というか、民営化による直接的な課題ではないかもわかりませんが、先ほど言いましたように6園の施設が既に老朽化をいたしております、建てかえにつきましては国庫補助金等を活用できるというメリットはございますけども、町費負担あるいは事業者側の負担もそれ相応に生じてくるものではないかということで、そういったところも課題ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

今課題と考えていらっしゃる点については、施設の老朽化、そういうことですね。そのほかに課題ということは今のところは考えてらっしゃらないというような認識でよろしいですね。

それでは、資料を要求しておりますけども、少子化が顕著であるということは私は非常に課題の大きなものではないかなというふうに考えているわけですが、ゼロ歳児から6歳児というのは入学する前までの子供たちの出生数についてどうなっているのかということをお聞きしておりますので、お願いいたします。

○坂本博樹保健福祉課長

議員から資料請求があつておりますので、まずその説明をさせていただきたいと思っております。

上段につきましては、今年4月1日時点でのゼロ歳から6歳までの年齢別の人数をお示しをいたしております。この数字につきましては、毎年の出生数から転入転出等があつたところでの本年4月1日現在の年齢別の人数でございます。

中段につきましては、4月1日現在のゼロ歳から6歳までの年齢別の各園の園児数でございます。4月1日現在でございますので、園児数につきましては年長児が5歳児ということで、6歳児の欄はゼロということでさせていただいております。9園合計で769人、そのうち他の市町から受け入れをしているのが、保育園、幼稚園を合わ

せて57名で、幼稚園を除きますと48名ということでございます。

下段については、職員数を配置をいたしております。

出生数については、議員言われましたように、毎年140から150ぐらいというのが出生数であるというふうに認識をいたしてるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

丁寧な資料をありがとうございます。

これを見て、非常に衝撃を受ける数字でございます。1歳児139人、ゼロ歳児137人ということは、小学校にすれば4クラスですね。中学校でもそうですけれども、そのくらい的人数しか出生していないという状況です。園児数はもう無償化になっておりますのでこのようなことになっているということで、これを見据えて、将来的な展望とか計画とかというのが立てられるべきなんじゃないだろうかと思っておりますけれども。

また、経費の面で、先ほど課題として建てかえの経費だとかいろんな経費について御説明がございましたけれども、各保育園や幼稚園、認定こども園の経営状況について先ほどちょっと説明をしていただきましたけれども、それについて御説明をお願いいたします。

○坂本博樹保健福祉課長

経営状況についてということでございますけれども、経営状況につきましては毎年県の指導監査があつてございまして、その中でその監査におきましては全ての園でおおむね経営は安定しているということでございます。

議員から資料請求があつております各園に係る委託料、補助金等の平成30年度決算ということでお渡しをいたしておりますけれども、これにつきましては本町が各保育園にお支払いをしている運営費の委託料、それと各種補助金等でございます。各園におきましては、これはあくまで本町が各園にお支払いしている金額でございます。各園で他の市町から受託をされている場合についてはそちらの市町から各園に運営費の委託料が入ることになります。大まかに言いますと、本町からの運営委託料あるいは補助金等、こういったものを財源とした経営が各園においては行われるということでございます。先ほど答弁いたしましたように、指導監査の中では各園とも経営としてはおおむね安定してるということでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

運営費というのは、園児に対して、園児の数字の大きい少ないを見ても、園児数に比例して多くなったり少なかったりというようなことになろうかと思えます。今の園児数でこのくらいの状況でございます。ことしゼロ歳児について137人しか生まれていない状況で、これが非常に補助金等も減少するようなことが考えられると思えますけれども、その辺についての見通しはどうでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど申しました運営費の委託料につきましては、いわゆる国の基準がございます。その算定に当たりましては、各園の利用定員の数、例えば50人であったり80人であったり90人であったり、そういった利用定員の数によって園児1人当たりの保育単価というのが違ってまいります。そういったところで、当然園児数が多ければ運営費というのも大きくなるものがございますけれども、園児数が少ない園においても、例えば年齢、ゼロ歳児が多かったらゼロ歳児に対する基本保育単価というのは高いものになります、年齢が上がれば保育単価が安くなりますので、そういった運営費の委託料になります。

今後、先ほど議員申されますように園児数が少なくなるということになれば、当然運営費についても減少してくるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

そのようなところで、どう経営を持ってくるかというのは、非常に私立保育園も苦慮されるところではないだろうかと思っております。これからのサポートも非常にどうしていくのかという指針についても、改めて考え直す課題かなというふうに考えるところです。

次の質問ですけれども、無償化によって現場に変化があるのかという質問については、1番目の草場議員が質問されまして、影響はないというようなことでしたので割愛させていただきます。

次に、保育士の確保について本町はどのような状況ですかということについて、また私の知り合いの保育園の園長にいろいろ話を聞いてくると、やっぱり保育士の離職、辞職、そういうふうなものが相次いで、その原因が保護者とのトラブルであったり子供とのトラブルであったり、いろいろな職務上の対応が非常に難しいというようなことでやめていったりということが多いいというように聞きました。また、今子供さんの中にもいろんな手だての必要な、対応が難しい子供さんもたくさんいらっしゃいますので、そこで対応がし切れないで離職をするという保育士もなかなかふえて、それを探すのに一苦労だとう話も聞いております。保育をする上でさまざまな課題にぶつかるというようなことですが、保育士のスキルアップについてはどのような形や頻度で現在なされているのでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど議員が言われますように、保育士の確保というところにつきましては、全国的な保育士不足の中で、本町においてもまさに例外ではないというふうに考えております。

まず、保育士の確保につきましては、入所の園児に対しまして保育士の配置基準というのがございます。例えばゼロ歳児3人に保育士1人を配置するという、そういった基準がございます。現在のところ各園においては配置基準を下回っているというよ

うなところは当然ございません。

それで、保育士等の研修が必要だということでございますけども、当然保育士の研修につきましては、各園の園長の指導において園内での研修あるいは園外での研修が行われております。例えば、乳幼児保育の研修、障がい児保育の研修、食育、アレルギーの研修、乳幼児の虐待予防の研修あるいは新任保育士の研修、そういった研修が各園において行われております。そういった研修を通して保育士としての専門的知識と技術の習得に努められておるところでございます。

保育士不足という中でありますけども、保育士としてのスキルアップのためには研修は不可欠というふうに考えております。各園では、時間の調整を行いながら研修時間を確保して、それぞれの研修に取り組まれているという状況でございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

それぞれ研修に取り組まれているというようなことでしたけれども、実際どのように行われているのかというところが非常に疑問でありまして、保育時間は早出から延長保育までありまして子供たちのいない時間が園内にはございませんし、土曜日も保育ということで、今働き方改革とかというようなこともなされてありまして、時間的な確保というのが非常に各園難しいようでございます。そこら辺の確保をどうするのかというの、町から手を離れた保育ですので、保育園の経営側に課されることではないかと思っておりますけれども、それを監督するようなシステムが必要なんじゃないかなというふうに思うところです。

例えば学校教育でありますと、それぞれの教育委員会だとか県の教育委員会だとか回ってきて授業を見たり経営状態を聞いたりしながら指導をするわけでございますけれども、事故があってから監査が入ったり指導が入ったりするのではなくて、日常的な保育の点検とかということをする必要がないのだろうか。例えば、今度町でつくられる子ども支援包括センターができますけれども、それと並列してどこかにそういう保育園の保育をつかさどる保育の指針だとか質を上げるためのシステムのところがあって、事故があってから何かをするような体制ではなくて、年に二、三回はそれぞれの園を回って園の状況、指導の状況、保育士さんたちの生の声を聞いて指導改善を助言したりするような子供教育センターみたいな、仮称ですけども、そういうふうなものがあれば研修とスキルアップということもできるのではないかなと思っておりますけど、そこら辺の見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

各園につきましては、草場議員の質問にも答弁いたしましたけども、年に1回は指導監査という形で、例えば研修の内容とかそういったところまで含めたところで各園の指導をしているところでございます。

それと、先ほど議員申されましたように、指導システムであったり研修システムというところについては、大変重要なことであるというふうに認識をいたしております。それで、これは九州のある県でございますけども、今年4月から幼児教育センターと

いう、そういうシステムといたしますか、センターを立ち上げている県がございます。細かい部分までは情報は把握をいたしておりませんが、幼児教育センターの機能といたしましては、研修内容の充実を目指す研修機能、幼児教育アドバイザーによる支援の機能、幼児教育に関する情報を発信する情報機能、それと大学や関係団体等との連携を図る連携の機能というのがあるようでございます。そのセンターが目指すものとして、幼児教育・保育を担う幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の研修を充実させまして、県内の幼児教育・保育水準の向上を図ることがセンターの目指すものというふうになってるところでございます。

非常にいいシステムだなというふうに思っているところございまして、これについてはまだ佐賀県にはございませんので、県の担当部局等にもこういった研修センター、幼児教育センターのようなシステムがないか意見等をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

保育士の離職、辞職、そういうふうなものが多い原因がそこら辺のスキルの足りなさによる自己否定感だとかそういうふうなもの、自分の技術が未熟だから子供たちを育てられない、自分は保育士に向いていないというような自責の念に駆られて保育士をやめるだとか、自分の生活の面もありますが、そういう面もありますので、天職として与えられた保育の仕事を生涯続けていきたいと思うような内面的な助成というか、そういうふうなものが今後必要になってくるんじゃないんだろうかなというふうに思っておりますので、今いろんなところでその県を見習って立ち上げようかなという機運であります。本町としても、ほかができたけんがうちもつくろうかというようなシステムじゃなくて、本町の今の現状を見ながら必要でないか、どうするのかということを決めていただければなというふうに考えているところです。

また、民営化がなされて無償化されたということで、町の負担額についてはどのように変化したのでしょうか。先ほど資料をいただきましたけれども、無償化後の町の負担について御説明をお願いいたします。

○坂本博樹保健福祉課長

無償化後の町の負担ということでございます。保育料については無償化になりますけれども、これにつきましては運営費の考えと同じく、公立の場合につきましては100%各自治体での負担になります。私立保育園になりますと、無償化した分については国が2分の1、県が4分の1で、残りの4分の1が町が負担というふうになります。そういうことで、財源としては私立の場合は国、県で4分の3が財源としてなるということでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

資料を提出していただきましたけれども、この資料を見ても、民営化が全て終わる

平成32年には、平成29年あるいは30年に比べて町の財源的には一般財源からの補填は非常に少なくなってきたという事は一目瞭然で、これを見ても、人口が少なくなる中、税収も少なくなっている中、この中の財源でどうやりくりしようかというところについてそういう見方で見ると、民営化という点については非常にコンパクトになってきたんじゃないかなというふうに思うところです。

また、民営化後の保育園については、先ほど申しましたように、支援の必要な子供たちもたくさん見られて、保育士の支援が必要だと思いますけれども、そのような支援について町としてどのような手だてを講じられているのか説明してください。

○坂本博樹保健福祉課長

支援が必要な園児につきましては、各保育園においては職員配置で対応がされております。基本的には配置基準を満たし、支援が必要な園児に対しては保育士等をふやした加配対応が各園ではなされているところでございます。

町におきましては、園児につきましては町の幼児健診、例えば1歳半健診とか3歳児健診、そういったところの健診におきまして保健福祉課の健康づくり係のほうがかかわっております、その健診のときに、例えば身体面や発達面、そういったところで気になる園児がいましたら事後フォローという形で、例えば子育て相談とか親子相談教室を実施をいたしておりますので、そちらに足を運んでいただいて早期療育の充実を図っております。

そのほかにも、保健師によるそういった事後フォローとして保育園に訪問等も行って、その子供の状況等も把握をいたしているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

園に行ってお話を聞いてみますと、家庭の環境であったり、子供の育ちの面について非常に手のかかる、支援の必要な子供たちが数多く見られるようでございますので、保育士さんとの連携を持ちまして家族の協力を、家族の保育についてのアドバイスであったり園についてのアドバイスであったり、保健師さんとの連携も必要かと思えますし、今述べていただきましたように加配などをしていただいて、手厚い支援をしていただければというふうに思います。

また、現在この資料には載っておりませんが、町立保育園としてあかり保育園がございまして、町立保育園は国や県の補助金は全くなくて、全て全額町の負担で運営がなされているというようなことですが、あかり保育園の運営費及び経営についてお示しくください。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど、私立保育園については、国、県の補助があるということで申し上げました。公立保育園につきましては、いわゆる一般財源といいますか、普通交付税措置がございまして、基準財政需要額に算入されるということになります。先ほどのあかり保育園の運営費につきましては、保育士等の職員人件費あるいは給食材料費、役務費、通

信運搬費、消耗品等がございまして、年度によって施設の修繕等の有無によっては違ってきますけども、昨年度、平成30年度の決算では約1億5,000万円程度の運営費というふうに考えております。町立でございますので、全て一般会計予算の中で計上して、一般財源という形になります。

経営の考え方についてでございますけども、保育園の運営につきましては公立、私立園に関係なく、園児の安心・安全な保育を行うということは変わりはないわけでありまして、運営費の多くを占める人件費が大きな課題かなというふうに考えているところでございます。

それと、現在、園舎が昭和51年に建築をされておまして、43年を経過をしようとしておまして、至るところに老朽化があらわれております。経営という面では今後園舎のほうをどうするかという、そういった検討すべき課題があるというふうに認識をいたしてるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

園舎は43年経過し老朽化も進んでおる。新しい保育士の方の採用もこのところなされていませんよね。そういうふうなことで、あかり保育園をどうするか。公設民営化からの私立民間経営については、今まで聞いてきたようにしっかりとやっていただいているというようなことを鑑みますと、今後あかり保育園のあり方について、公設民営を経て民営化にするのか、あるいは劇的な少子化を目の当たりにすると本当に必要とされているのだろうか、お互いに園児を奪い合って経営がうまく成り立たなくなるという現状に瀕しないのだろうかというような危惧が生まれますけれども、保育園についても少子化を考慮し統廃合が考えられるんじゃないかなと思いますけれども、町立保育園の今後のあり方についてどのようにお考えでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

今まで公立保育園の民営化につきましては、町立保育園公設民営化等基本計画という計画に基づいて進めてきたわけでございます。議員申されますように、来年からは公立保育園としてあかり保育園1園が存続をいたします。

そういった中で、あり方につきましては、1つには民営化を進めております6保育園の運営の経営状況がおおむね良好であるという状況でありまして、その基本計画における町保育園に求められる機能と役割というのは、民間の保育園でも担えるのではないかということ。それと、平成30年4月に策定いたしました第1次行政経営プランにおきまして、職員数の削減を255人というふうな形で目標を掲げております。また、全事務事業について民間委託可能なものは委託するというようなことを掲げております。3つ目に、29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画においても、町の公共建築物の施設総量30%削減を目標といたしているところでございます。

これらのことを考えまして、今後民営化の検討を始めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。町議会、保育園の利用者、地域の方々等の意見も聞きながら検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

見通しとしては、公設民営化から民営化というような方向で検討ということ。地域の状況だとか今の職員さんの状況を鑑みまして慎重に進めるべきだと思いますけれども、先ほどの質問の中で出ました、保育士さんについては支援センターというか子どもセンターというか、仮称ですけれども、そこら辺の配置に順次移しながら町全体の保育について支援できるような立場がいいのかなというふうに考えているところです。今後慎重に、来年またたくさん赤ちゃんが生まれるということも考えられなそうですので、少子化の観点に立って保育園あるいは幼稚園がどうあるべきかということを議論して保育行政を進めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、下水道事業について質問をいたします。

山から出た水は、川を通って海へつながっています。県では森川海人君というキャンペーンをさせていただいて、水の浄化というのは私たちの生活や産業の発展に欠かせないものがございます。水は、生活にそのように欠かせない命のもとです。また、下水道は、文化的生活の指標であると言えます。

私が有明中学校に平成2年に赴任してきたときに驚いたことが幾つかあるんですけども、1つは教育についてですけど、もう一つは有明中学校の校舎、非常に軽量鉄筋モルタル塗りで、体育館は危険校舎に指定されておりました、床はぶかんぶかんして建てかえがすぐにでも要るなというような校舎でしたけれども、その校舎が浄化槽を設置した水洗トイレが設置してあったのに非常にびっくりしたところです。有明中学校の校舎は、昭和37年にできております。昭和37年というと、戦後復興がなし遂げられたものの県内で水洗トイレがどれだけあったのでしょうか。白石の先人の方々の先見性に敬服いたしました。

現在では、下水道はふだんには目に見えませんが、快適な生活に欠かせないライフラインです。本町でも汚水処理人口をふやすべく浄化槽の設置の補助や下水道事業を進めているところですけども、今後さらに、有明海に注ぐ水の浄化だとか生活用水身の回りの水路の衛生だとか環境改善とかというふうなところでは必要な事業じゃないかなというふうに思っております。

また、今年度から下水道事業については公営企業会計へと移行いたしました。これに伴う経営戦略の変更点について御説明ください。

○稲富道広下水管理専門監

経営戦略につきましては、平成29年3月に下水道事業を将来的にわたり安定的に継続できるよう経営戦略の策定を行っております。経営戦略の計画期間につきましては、平成29年度から令和8年度までの10年間の中・長期的な計画となっております。議員がお尋ねの経営戦略の変更点につきましては、経営戦略の事後検証、方針等に関する事項で公営企業法適用に合わせて見直しを行うこととしております。

現在公営企業会計へ移行しておりますので、今後収支計画の内容の見直しが必要と考えられます。現在の経営の基本方針を軸に数年分の決算状況などを分析しながら、

事業の継続に必要な投資と財源のバランスを考慮し、下水道使用料の改定を視野に入れながら経営戦略の変更を行っていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

公営企業として事業を進めるわけですがけれども、現在は一般会計からの繰り入れ等で財政的な課題があります。今後は独立採算制となることが非常に望ましいなというような体系であろうかと思っておりますけれども、見通しについてどのようにお考えでしょうか。

○稲富道広下水管理専門監

独立採算制となるということで、健全な経営を維持し、経営の効率化を図ることとしております。運営に伴う経費につきましては、雨水に係る経費は公費、汚水に係る経費は私費で負担することとなっております。事業の継続に当たっては収入と支出のバランスが必要であり、さらなるコスト縮減、財源となる下水道使用料の適正化が不可欠となります。

現在、農業集落排水事業では、農山漁村地域整備交付金による機能強化事業、特定環境保全公共下水道事業につきましては、地方創生汚水処理施設整備推進交付金により第2期地区の整備工事を行っておりますが、整備事業等の経費につきましては、現在一般会計からの繰り入れで補っている状況でございます。

今後も下水道施設の老朽化による補修費や人口減少による使用料収入の減少により、ますます下水道事業の経営は厳しい状況であると考えております。今後は柔軟な財政マネジメントによる経営健全化や業務、施設の効率化など、将来にわたり安定的に下水道事業を継続するための取り組みを行っていかねばならないと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

下水を扱う施設について、非常に老朽化だとか改修の頻度も高くなるかと思っております。それを使用料だけの経費ではなかなか賄えないのも現実ではないかなと思います。独立採算制となるというのは非常に難しい事業だなというふうに、予算書だとかそういうのを見ながら考えていたところですがけれども、順次接続率を上げて町民の意識を高めながら文化的な生活をする、町をきれいな町にするという財産を継続すべく、一般住民の啓発だとか意識の改革というのも非常に取り組んでいただきたいことじゃないかなと思います。

新しくできている集合住宅やそういうの中には、下水道があるにもかかわらず接続されてないとかというところもありまして、地域の方は、この川に汚水が流れてくるもんねという苦情も聞いております。やっぱり集合住宅や、マンションはありませんけれども、そういうところを設置される方については、趣旨を理解していただいて、そういうふうな指導も必要じゃないかなと思うところです。一般会計の拠出を少なくするためにいろんな努力を必要としながらも、ある程度財源を確保しながら

下水道事業については推進していただきたいなと思うところです。

現在は公営企業ですが、下水道に関する管理、維持には専門的な知識や技術が必要になります。町の企業だとやっぱり異動があったりして、水道課になったら非常に専門的な技術について習得する期間が短くなって専門的な配置というのは難しいんじゃないかなと思いますので、指定管理制度を含めた管理になれば専門職、専門家の配置というところがずっと続くわけですので、経費的にも、またトラブルの防止とかというのにも有用じゃないかなと思うんですけども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○稲富道広下水管理専門監

議員のおっしゃります下水道施設の管理、これにつきましては、職員ではなく管理委託業者のほうで行っておる状況でございます。

現在、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業で整備した下水処理場、管路施設については、専門の知識がある町内の業者に業務を委託し、管理運営を行っております。ただ、特定環境保全公共下水道は現在面整備途中でございますので、また農業集落排水施設についても全体的に老朽化が進んでおり、機能強化事業による長寿命化を図っているところでございますが、国、町の財政的な課題もあり、町内全ての整備が終わるとなるとまだ先となります。そのため、指定管理者制度の導入におきましては、特定環境保全公共下水道の面工事の完了後、施設の統廃合を含め管理の効率化を図っていきながら検討をしていきたいということで、現在町職員で管理はやっておらず、専門的な業者に委託をしている状況でございます。

以上です。

○中村秀子議員

それでは、委託をするが、指定管理ということにはしないというような考え方でよろしいでしょうか。

○稲富道広下水管理専門監

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、これを略しまして合特法という策定要領がございまして、その中で市町村は一般廃棄物処理計画の策定及び実施に当たっては、下水道の整備により一般廃棄物処理業者が受ける影響を踏まえ、一般廃棄物処理業者等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点から必要になる対策について所要の検討を行うようにということで、現在全国的には市町村で、大きく言いますと、金銭措置を講じたもの、代替業務を提供したものの、従業員雇用の対策が講じられたもの等、それぞれ市町村の地域性、歴史性、財政状況に基づいて多種多様な支援措置が行われておる状況でございます。

そういったことから、白石町としては今代替業務を提供したということでやっている状況でございますので、今議員おっしゃるように、管理者制度というのはそういったところで、今のところはそういった合特法というか、そちらのほうでやっていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

わかりました。

それでは、次ですが、白石町総合計画では、令和2年までに汚水処理人口を69.5%にするという目標が掲げられておりますけれども、現在はどのようになっているのでしょうか。また、次の質問もまとめてですが、農業集落排水事業と特定環境保全公共下水道事業の接続率には大きな違いがございます。その要因をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○稲富道広下水管理専門監

総合計画で、平成32年度までに汚水処理人口普及率を69.5%に向上させる目標を現在掲げております。汚水処理人口普及率につきましては、特定環境保全公共下水道の供用開始と合併浄化槽の設置により毎年向上をしております。平成30年度末の汚水処理人口普及率は67.4%であり、前年度の66%から1.4%の増加となっております。特定環境保全公共下水道における今年度及び来年度の工事状況と合併浄化槽において毎年約60基が設置されていることから、達成できるものと考えております。

それと、議員のもう一つの農集と特定環境保全公共下水道の接続の違いとか、その要因についてということですが、まず現在の接続率につきましては、令和元年度11月末現在、公共下水道につきましては52.1%、農集の下区地区86.9%、牛屋西分地区82.5%、住ノ江地区64.6%、牛屋東地区54.6%、須古地区59.1%となっております。農業集落排水事業と特定環境保全公共下水道事業での根拠となる接続率の違いはございませんが、特定環境保全公共下水道事業では毎年工事により公共ますの設置が増加しているため接続率が上がらない状況となっております。

現在、町では早期接続をしていただくために、全ての下水道区域対象に工事資金の1割を上限として接続促進事業の補助金の助成を行っております。また、供用開始から3年以内に接続された方については、一定期間の下水道使用料の免除をし、接続率の向上に努めております。

以上、答弁を終わります。

○中村秀子議員

接続率の違いや要因はないというようなことですかね。どうぞ。

○稲富道広下水管理専門監

公共下水道の接続率が上がらないというのが、毎年工事をしながら公共ますをずっとつくっているわけですね。工事があっている関係で分母がかなり大きくなっていて、接続は毎年かなりの数が行われておりますけれども、そういったことでずっと工事をして設置してますので、なかなか接続率が上がらないという状況です。これにつきましては、職員としましても個別訪問を実施して接続向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

面積が広がって分母が大きくなるから率としては上がらないけれども、数としては上がっているというような御説明でございますね。わかりました。

それでは、特定環境保全公共下水道事業第3期事業の計画が平成33年って書いてありましたから、令和にすると令和3年だったですかね。3期事業が始まるということで、そろそろうちの地域でも下水道工事が始まるんじゃないだろうかというようなお声を聞いているところですけども、第3期事業計画予定計画及びその地域における現在の浄化槽設置の状況と設置補助金について説明をしてください。

○稲富道広下水管理専門監

特定環境保全公共下水道事業第3期事業計画予定地区の浄化槽設置の状況でございますが、平成30年度末で申しますと、築切地区35.5%、深浦地区43.4%と、約4割が合併浄化槽を設置されております。第3期予定地区に対する設置補助金については、事業計画の認可がされるまで補助対象地域となります。一般家庭で合併浄化槽が設置されているのが7人槽でございますが、浄化槽の設置補助金につきましては7人槽で国基準単価で41万4,000円、これに対して町が30万6,000円の上乗せをして72万円の補助を行っている状況でございます。

以上です。

○中村秀子議員

第3期の工事計画というのが実際どういうふうな状況で行われるのか。早く設置を進めてほしいという声を聞きまして、もうすぐですよ、もうすぐ第3期の工事が始まりますよ、もうちょっと待ったらいいですよというようなことを申し上げておりましたけれども、そこら辺の見通しについて、第3期事業計画について御説明お願いします。

○稲富道広下水管理専門監

まず、現在実施しております第2期地区の箇所の説明をさせていただきます。北は白石消防署から国道207号線を中心に有明中学校周辺の古賀地区までとなっております。第2期地区につきましては、平成26年度事業計画策定の際、対象地域ごとに地元説明会を行っております。当初平成27年から令和2年度までの6年間で管理をする予定でしたがけれども、財政事情や工事費の高騰などによって当初計画よりも整備がおくれております。これにつきましては、事業計画の変更申請を行い、令和6年度の完了予定を考えており、令和2年度以降は国道207号線を中心に太原地区から旭通、横手地区、古賀地区の一部の施工を予定しております。第3期地区の予定箇所につきまして説明をさせていただきますと、大きく分けて築切地区と深浦地区の2箇所となります。

議員お尋ねの第3期地区の早期整備を求める意見はないのかということでございま

すけれども、現在のところ令和7年度から実施予定と考えておりますが、今のところ第3地区の住民の皆様からの早期整備を求める問い合わせや要望書などはあってはおりません。

以上です。

○中村秀子議員

要望を聞いてないというのはどういうふうな調査で聞いていらっしゃらないのかよくわかりませんが、私には、いつやろうかねというそれらしき声は届いておりますので、届けます。地域の皆さんは、浄化槽を設置しようか、下水の来るのを待って、待つまで簡易浄化槽にしようかということに悩まれたりしているところです。今お聞きしますと、令和6年まで2期工事がある、今おっしゃったことで考えてみますと令和7年度、あと7年かかってやっと工事が始まるということですね。そしたら、そんなに長くかかるんだらというふうなことで、家での計画もちょっと立て直されるんじゃないかなと思います。

先ほど補助金についてもお聞きいたしましたけれども、補助金も説明会をする前だったらかなりの補助金、町の費用も上乗せて合併浄化槽については補助金を上乗せするという事をお知らせしますと、そうならばあと7年もこのままじゃいかんねということで、地域の水の浄化だとか環境を考えますときれいな水に処理をしながら地域に貢献したいと思われるのは当然なことだと思いますので、令和6年までで完了で7年からしか第3期工事は始めませんよというアナウンスと、それまでであれば浄化槽については補助金がつきますよというふうな再度の周知、そういうのが必要じゃないかなと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○稲富道広下水管理専門監

議員のおっしゃるとおりで、第2期地区のほうが大分工期のほうが延びておりますので、第3期地区の方についてそういった早期整備の声が上がっているということでございますので、今の予定では令和7年度ということになりますので、そういった関係者のほう、築切地区、深浦地区、こういったところにつきましては、住民の皆様にはPRと周知をぜひやっていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

じゃあ、第3期工事計画の実施と見直しについて、町長の御意見をお願いいたします。

○田島健一町長

3期工事の実施と見直しの見解ということでございます。

下水道や浄化槽というのは、未来の子供たちのためにも快適、安全・安心を確保するインフラ整備の一つでございます。なくてはならないものだとして認識をいたしております。第3期の事業実施につきましては、先ほど専門監が答弁いたしましたように

令和7年度以降の工事着手ということでございます。その前までに事業計画の実施、変更、それと見直しは必至でございまして、住民の皆さん方には御理解と御協力をいただければなりません。

今議員から質問がございました、7年まであと7年あるじゃないかと、それまでの間はどうするんかというような御質問だったというふうに思います。これについては私もまだ認識いたしておりませんが、先ほど浄化槽については国費の補助もございまして。これについての補助金適化法の絡みもございましてここで私即答はできませんけれども、そこら辺も踏まえて住民の皆さん方には御理解と御協力をいただいきたいというふうに思います。

以上です。

○中村秀子議員

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで中村議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時45分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

きょう昼からの3番目の質問というようなことで、食事を終わられてからですので一生懸命質問をしたいと思っておりますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思っております。

議長の許可を得ましたので、通告したとおりに一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回は1項目に絞り、浸水災害に強いまちづくりについての質問をいたしたいと思う次第であります。

去る8月27日、28日にかけて佐賀豪雨災害が発生し、本町においても住家、非住家に対する甚大な浸水被害をもたらしました。また、農地に関しても、長時間にわたり冠水したところもあり、定植したばかりの野菜、特に葉物野菜ですけれども、キャベツ等は町内において13ヘクタールにも及び冠水し、苗は枯れてしまい、矮小し、ほとんどの圃場が定植をし直すことになってしまったのではないかと私は推測をいたします。

一例を挙げますと、私の近くに住む若い農業経営者のキャベツの圃場は耐水時間以上に冠水をしてしまい、植えたばかりのキャベツが日を増すごとに枯れていき、約2週間後には枯れてしまって、圃場を若い農業経営者はまた畝を打ち直し、定植をし直した経緯を間近に見せつけられて、考えさせられた次第であります。そこで、その若い農業経営者に、ことしの1月に農業の収入保険制度が始まりましたので、収入保

険に入ってますかというふうなことでお尋ねをしたところ、ことしからキャベツをつくりかけたけん、まだ入っとらんというふうな元気のない返答でございました。私も調べてみたところ、加入申請時に最低1年の実績が必要とのことで、彼の場合は始めたばかりで、要件には該当しないというふうなことでございました。

今述べたのは一例であります。このような目に遭われた方がいらっしゃると私は思います。また、今回の豪雨においては数多くの道路浸水もあり、孤立した場所も数多くあったかと思えます。特に思うことは、排水がきかず、役場庁舎付近の道路も四方にわたり浸水してしまい、役場には車では行きにくくなったことであります。このようにあつては、町民のよりどころとなるべき役場の本来の機能は失われてしまいます。

そこで、質問ですけれども、令和元年8月豪雨において、本町内の住家、非住家、床上、床下の浸水被害が983件と通告書に書いておりますけれども、総務課の資料のほうではまたそれから4件ふえております、987件に及んだところであります。当然ながら、多くの農地も長時間にわたり冠水したことにより農産物への被害も甚大となりました。世界的な異常気象により豪雨災害を毎年想定しておくことが必要となり、これまでに経験したことの無い被害も懸念される時代となりました。

町長は9月議会において、内水氾濫防止のため、既存の河川や土地改良事業により整備された地盤沈下対策水路などを改良することも必要との説明でございました。町民の生命、財産を守り、基幹産業である農業を活性化するためには早急な整備が必要であると思えます。

これからどのような方針を持って進めていくべきかをお尋ねをいたしますけれども、その方針については最後付近にまた町長にお聞きをします。とりあえず、資料要求をしておりましたので、資料の説明を含め、お願いしたいと思えます。

○松尾裕哉総務課長

まず、総務課から提出いたしております資料の御説明を申し上げます。

8月豪雨後に町内の浸水状況を各行政区ごとの住家、非住家の床上、床下浸水の別により駐在員の皆様に調査をお願いしてるところでございまして、それ以外にも災害後に各個人で罹災証明の申請に来られた数がございまして、その数を駐在員で報告いただきました数と足し合わせた数が別添のA4の資料となっておりますが、11月26日現在で全体で、先ほど議員申し上げられましたとおり987件ということになっております。それで、その状況を赤丸で示したものが被害状況の図面ということになっております。

資料は以上でございまして。

○吉岡英允議員

先ほど総務課長のほうから987件の被害があったというふうなことで報告をいただきましたけれども、この表の内訳を見ますと、そのうちの旧白石町内、白石地域ですけれども、その住家、非住家の床上、床下浸水が851件に上っているというふうな数字でございまして、987件の浸水被害があったうちの851件が白石地域というふうなことで、パ

一セントで申しますと86.2%というふうな数字がございます。

そこでお聞きしますけども、このように浸水し始めたのは何時ぐらいからなんでしょう。御説明をお願いしたいと思います。

○松尾裕哉総務課長

今回の豪雨によります町内の浸水状況でございますが、8月28日の午前3時30分ごろから総務課の職員によりまして町内の巡視に回っております。その際には県道武雄福富線など一部箇所では既に浸水が始まっていたという状況でございました。それで、今回午前3時ごろから5時ぐらいまでにかけてまして1時間の雨量が最大で110ミリの猛烈な雨が降り続いたわけでございます。8月27日から断続的に降り続いた降雨によりまして、時間雨量が最大となる前には既に道路が冠水している状況にあったものと思っております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

先ほど総務課から出していただいた資料でございます、この赤点丸が浸水被害に遭ったところですね。それに国・県道の線を入れていただいておりますので、わかるんじゃないかなと思う次第であります。

もう一つお尋ねしたいのは、これは前の9月議会時に出していただきました六角川の氾濫区域、国土交通省から28日の15時3時ごろに撮られた航空写真をもとにしての浸水被害の図でございます。そうしたところ、私がお聞きしたいのは、この図とこの図と比較をされてどう思われるかというふうなことで、見解を述べていただきたいと思っております。

○松尾裕哉総務課長

先ほど申し上げられましたとおり、国土交通省におきまして8月28日の15時時点の六角川流域の浸水状況を上空からヘリコプターで撮影し、浸水状況を図面に反映させておられます。ただし、この調査箇所につきましては、あくまでも六角川流域の部分ということの調査でありますので、その図面にあります白石町のおおよそ北部地域、大体白石中学校を境とした東西の線を引いた北部のほうを対象にされている状況となっております。15時ということで一度干潮を迎えた後の時間帯の空撮でありますことから、町内での最大の浸水状況とは言えないのではないかなということは思われます。ただ、駐在員に調査いただきました床上、床下浸水の被害状況図におきましては、赤丸で示しておりますとおり町内全体にわたっておりますので、28日の朝方には町内全域での冠水、浸水が起きているものと思っております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

先ほど総務課長も申されたとおり、空撮のやつは15時ごろでございます。私も調べてみたところ、その日は満潮時が朝7時でございます、干潮時は13時30分と、昼の

1時半ぐらいが一番干潮だというふうなことでございます。干潮から1時間半たってもまだこういうふうな冠水、浸水状態が続いたというふうなことでございますので、何が要因で水が引かなかったのかというふうなことで、再度お聞きしたいと思います。

○喜多忠則建設課長

議員御指摘のとおり、28日の干潮時刻が13時31分、六角川の観測塔で記録されておりますが、資料のように広範囲にわたり浸水している状況となっております。武雄市北方町にあります新橋水位観測所では、28日6時に氾濫危険水域を超したため新橋上流部に設置されている排水ポンプ停止要請、そして9時10分にポンプ運転再開要請が河川事務所よりなされておりました。なお、6時30分に観測史上最高水位、これは7.29メートルを観測されております。上流部の武雄市の武雄にある雨量観測所では、近年の主な出水、これは平成2年7月、堤防が破堤した分でございますが、これを上回る量を観測いたしまして、武雄市でも甚大な浸水被害が発生しています。これらのことによりまして、六角川の水位が干潮にも下がり切れず、干潮時にも自然排水ができにくい状況が続いたと考えております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

わかりました。自然災害には勝てないというふうな一幕が出たんじゃないかなと思う次第であります。

質問を変えさせていただきます。

9月12日の議員説明会の資料から質問をさせていただきますけども、これは農業振興課のほうで出された9月12日の説明会資料です。これに基づきますと、農産物の被害が水稻、大豆、アスパラガス、イチゴ、キャベツ、ブロッコリー、タマネギ、小ネギ、キュウリというふうなことであります。そうしたところ、アスパラガスからキュウリまでは全て冠水というふうな報告内容になっております。

それで、今回言いたいのは、農産物で収入保険がことしの1月から始まったというふうなことでございますので、収入保険等に該当する農作物等が町内にあるかどうかをお伺いをしたいと思います。

○木下信博農業振興課長

農業共済のほうで実施をされております収入保険制度につきましては、平成31年からスタートした新しい制度でございます。農業共済制度が自然災害等により作物、家畜、園芸施設に損害が生じた場合に共済金が支払われる共済制度であるのに対しまして、原則として過去5年間の年間平均収入、いわゆる5中5を基準収入として算定をしております。最高割合で加入した場合は、当年の年間収入が9割を下回った場合に下回った額の9割を上限に補填される制度となっております。さらに、品目ごとの収入が対象ではなく、加入された農業者ごとに1年間の農業収入をもとに補填額を計算されるため、御質問のようにキャベツを作付した被害に遭われた収入保険加入農業者であっても、ほかの品目を合わせた農業収入額が基準収入を超えた場合は保険金支

払いの対象とはならないということとなります。

なお、本年分の農業収入額につきましては、来年の確定申告により補償対象となるかどうかの判断がなされるために、現段階では該当者の有無については判断できない状況となっております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

説明をお聞きし、わかりました。単体品目ではないと、農業者の収入全体であるというふうなことで受けました。

そして、もう一つお聞きします。

今議会の12月補正の予算書を見てみますと、豪雨災害及び台風17号被害に対しての農業機械とかパイプハウス等の農業施設の修繕、再建の補助及び飼料、おがくず等の購入費の補助、畜産業に対する支援策はありますけども、この豪雨により収穫不能になった農産物に対しての支援策のための補正予算が計上をされておられませんので、国、県を含めたところの施策はどうなってるかお教え願いたいと思います。

○木下信博農業振興課長

今回の12月補正予算では、御質問のとおり農畜産業施設及び機械の修繕、再建等に対する支援事業を計上しております。お願いをしているところでございますが、農産物の被害に対しても国、県により支援策が発動されたところでございます。

支援内容につきましては、被害農産物への補償的な支援ではなく、冠水や強風及び塩害により枯死した農産物の再定植のための種子、苗の購入に対する支援と被害に遭った農作物の草勢、樹勢の維持回復や病害虫対策に必要な農薬及び肥料などの生産資材の追加的購入に対する支援となっております。

現在、野菜などの被害に受けられる支援を希望される農業者の取りまとめにつきましては、ほぼ完了をしたところでございますが、本町におきましては、御存じのとおり有明海沿岸部を中心に塩害により水稻、大豆への被害が広範囲で生じております。水稻、大豆につきましては、来年産の種子の購入に対する支援となっているところでございますが、支援対象となる農業者の把握に時間を要していること、農業者ごとの来年産の水稻、大豆の作付計画がこれから明らかになってくることから、今後要望額が確定次第、国、県へ事業の申請を行っていきたいと考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

国、県に要望をどんどんかけていただいて、少しでも支援が大きくなるようお願いしたいと思います。

そしたら、私も持ち込み資料を今回また用意をさせていただいておりますので、それを見てもらってよかでしょうか。持ち込み資料はこういうふうな資料でございます。まず、下の写真を見てください。

下の写真が、私、今回うちの近くのキャベツ圃場を例に挙げておりますけども、中

ほどの2番目の写真を見てください。これは、キャベツがなえて、しぼんで、萎凋をしている姿の写真でございます。その上のほうは畝を打ち直して、下の半分がそのままのやつでございます。開いていただきまして、3番、4番。3番は萎凋をしている姿のアップ図でございます。4番が反対側ですけれども、また畝を定植し直すために打ち直しをしよる姿と、被災に遭った圃場の写真であります。

その上の資料を見てもらってよかでしょうか。その上は、杵島農業改良普及センターよりいただきました佐賀県農業技術センター発行の農業気象対策技術集からの抜粋資料でございます。この資料に冠水、浸水対策野菜というふうなことで書いてあります。1番としまして、事前の排水対策は重要ですよと、浸冠水はできるだけ短時間で済むようにしてくださいというふうなことでございます。それで、2番としまして、事後の早期な排水対策は必要ですよというふうなことで書いてあります。これは、とにかく下の一番最後の行に、冠水、浸水した場合は早期の排水を図るというふうなことで書いてあります。

開いていただきまして、その裏のページに表の1の16という表がございます。その表のキャベツのところを、今回キャベツを例に挙げておりますのでキャベツを見てください。湿耐性は弱く、短時間の冠水、浸水、耐水時間で根腐れを起こして萎凋すると、高温期は特に弱いというふうなことで書いてあります。

そして、下の表の1の17を見てください。畑作物の冠水被害というふうなことで、耐水時間を書いてあります。これ6月下旬ですけれども、キャベツにおいては5時間以内が冠水した場合の最大限の時間だというふうなことでございます。今回つかったのは8月下旬でございますので、これよりも温度が上がっておりますので、5時間まで持てないというふうなデータであります。

ここで問題なのは、自然災害において農作物の冠水、浸水はいたし方ないですけれども、被害を最小限にとどめることができるよう排水対策を早急につくり上げ、特に若い就農者の意欲が低減しないようにしなくてはならないと思っておりますけれども、その辺のお考えをお尋ねしたいと思っております。

○笠原政浩農村整備課長

排水対策につきましては、例年雨季前に排水調整会議を開催いたしております。その中で近年の大雨の傾向や気象予測などとともに事前の排水対策や各地域の排水調整についての検討を行い、防災・減災に努めてきたところでございます。

今回の8月豪雨におきましては、記録的な大雨に見舞われ、町内の広い範囲で農地や道路などの冠水被害が発生いたしました。現在、当時の農地、道路等の冠水状況や水路、河川の排水状況などについて排水調整等にかかわる町民の方々から聞き取りを行っているところでございます。まずは、当時の状況を十分把握を行い、そして各地域での問題や課題などを洗い出しをいたしまして、それを踏まえまして建設部門や、あるいは農政部門など、関係機関と連携して災害対策に対して有効な排水対策を今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉岡英允議員

排水対策の検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、農村整備課、建設課から出していただきました資料に基づいてまた質問をしたいと思ひますけども、この中の一番下のほうに地盤沈下対策事業の一般平面図というふうなことでつけていただいております。これは今の地沈水路の絵でございますけども、地沈水路は圃場整備と並行して旧町時代に整備をされた水路でございますけども、嘉瀬川ダムの用水路としても今利用をされております。ですけども、今回のような豪雨が発生し、悪水が発生したときの排水先はどのように考えてつくられているのか御説明をお願ひしたいと思ひます。

○笠原政浩農村整備課長

県営地盤沈下対策事業は、地盤沈下を防止するため農業用水を地下水から嘉瀬川ダムを主水源とした地表水へ切りかえること、また地盤沈下によりまして機能が低下した農業用施設の機能回復と農地の淡水被害を解消することを目的として昭和50年度に採択をされ、翌51年から平成30年までの間、事業を実施してまいりました。

現在、白石町全域と武雄市、旧北方町の一部の地域、それから大町町の一部の地域が受益となりまして、白石平野地区として国営筑後川下流土地改良事業及び県営圃場整備事業などと一体となった用排水対策の計画のもと整備がなされておりました。地沈水路あるいは有明水路を通して樋門や樋管による自然排水、または排水ポンプによる強制排水によって六角川や廻里江川などの河川あるいは有明海へ排水が最終的には行われるというような状況になっているかと思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

六角川や廻里江川に出てるというようなことで、その上の表、排水の位置図ですけども、見てもらえば有明排水路の末端が廻里江川、六角川に出てるというふうなことで、よくわかる資料かと思ひます。

それで、前の資料ですけども、これに河川等の国道444号線の横断箇所というふうなことで今回示していただいております。8箇所の丸をつけられておりますけども、これはおのおの簡単でよございますので、橋が何箇所とかゲートが何箇所というふうなことでお示しを願ひたいと思ひます。

○笠原政浩農村整備課長

8箇所丸をつけております。これが国道444号線から下流のほうに通過している水路ということでありますけど、橋梁の部分が3箇所、あと5箇所についてはゲート、樋門、水門がついているというような状況でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

そしたら、その5箇所のゲートは、大雨時に対しては水門の管理者が操作をされて

いるというふうなことで理解をしとってよかわけですよね。わかりました。理解をさせていただきます。

前にも述べたように、今回の住居の浸水被害の86.2%というのは旧白石町、白石地域でございます。なおかつ地形の高低差を考えますと、本町は東へ干拓を進め、平野を広げた経緯がございます。当然ながら高低差は西方から東方に低くなっていると考えます。水の流れも、当然ですけれども六角川の流れと同じじゃないかなと、西方から東方でなければならぬと思います。現在の国道444号線が旧堤防跡ですので、大きな堤防でありますのでそれを生かす形で、悪く言うと、手を加えん形で整備がなされたんじゃないかなと思う次第であります。

今回質問しているのは最終末端が六角川、廻里江川というふうなことでございましたので、これが河川の堤防が越流を起こすような場合においては、最終的な有明1号、2号の排水、当然今白石にある須古川、白石川排水機場は越流した場合は国土交通省からとめられるというのは聞いております、ただし有明1号、2号については管轄が農林水産省やったですかね、その管轄ですので、その辺が停止命令が来るか来んか、その辺も教えてください。

○笠原政浩農村整備課長

六角川に強制排水をしております有明1号排水機場につきましては、平成18年に六角川ポンプ運転調整方針によって、破堤、越水、漏水等、重大な災害が発生するおそれがある場合、災害が発生するおそれのある地点より上流側の排水機場は運転調整——ポンプを停止する——を実施することとなっているエリア内に位置しております。また、排水機場操作規定の中では、外水位が規定水位以上のときは運転を停止することと定められております。これまで運転調整、ポンプを停止するというようなことが実施されたという記録は残っておりません。

以上です。

○吉岡英允議員

今のところ停止の命令が行っとらんというふうなことで、ただ堤防を越流とかした場合は停止命令が来ると考えてよかわけでしょう、来るかもわからんというふうなことですかね。

○笠原政浩農村整備課長

そのとおりでございます。

○吉岡英允議員

そしたら、先ほど出していただいた中ほどの表はポンプの位置図でございます。これは、おのおのまた見られて勉強をしてください。

一番上の表に排水施設の一覧というふうなことでつけられております。これを見ますと、六角川で毎秒38.8立米、それから塩田川に毎秒40.3立米排水しております。あわせて78.6が塩田川、六角川ですね。有明海にはそれよりも上回る毎秒86.3トンのポ

ンプが据わっておりますけども、これがこの絵を見られて適正に配置をされてるかどうかお伺いしたいと思います。

○笠原政浩農村整備課長

町内におきましては、土木系及び農林系のポンプということで、合わせて21箇所の排水機場が整備されております。排水機場の規模、ポンプの能力につきましては、計画基準降雨量に基づきおのおのの流域における排水方式や排水系統などの排水計画をもとに決定されておまして、また費用対効果についても十分検討の上、適正に配置されているものと思われま。

以上です。

○吉岡英允議員

適正に配置をされているというふうなことでございますけども、私が言いたいのは、有明排水路に関しても、水は当然六角川と同じように西方から東方へ流れるはずなんですけども、国道444号線にぶち当たって、水はとにかく真っすぐは流れやすかです、それを直角に曲げる形で両サイドに強制的に出しているのが今の水路の水の流れの体系じゃないかなというふうなことを申し述べたいと思います。やはり、それを改善をしていただいて、豪雨に遭うたときの水の流れをよくしていただきたいと思う次第であります。

それと、この絵を見ますと、六角川、塩田川、廻里江川には樋管があります。それと、有明海のほうには樋門があります。樋管と樋門の違いは大きな違いがございます、樋門というのは4連、5連というふうに河川も多ければその門樋の数も多かです。樋管というのは、ほとんどが1連でございます。というのは、完全なる水に比べて排水が、樋管、樋門は全部排水のためにあるけん、それがやはり六角川、廻里江川、塩田川に関してはもうきかんというようなことで捉えてよかじゃなかかなと思いますので、これもずっと干拓をしていった先人の方々もそういう感じずっと白石平野、農地をつくられてあるんじゃないかなと思いますけども。

それで、最後にですけども、町長へお尋ねをしたいと思ひます。

一番初めに聞いた、どのような方針を進めていくのかということでお伺いをしますけども、住居等が浸水し町民の財産が無駄になることが今後ないようにすることや、農地が冠水し農業後継者並びに従事者が勤労意欲をそがないように努めないと思ひますけども、その辺を含めどのような方針に持っていくというようなことで、町長最後お話をお願いしたいと思います。

○田島健一町長

今回の令和元年の佐賀豪雨においては、白石町におきましてもこれまでにかつて経験してないような浸水被害でございました。低平地に住む私たちにとって積年の課題である内水氾濫対策というものは、昨今の気候変動などによる異常な雨の降り方でますます厳しい局面を迎えてきており、重要であるというふうに認識をいたしております。

農業は、特に天候に左右され、一旦被災いたしますと直接的に生活を揺るがすことになりかねず、基幹産業である本町の農業基盤へ与える影響も非常に大きいものがございます。さらに水害では、農業に限らず他の産業でも、また住民の生活や社会活動にも多大な影響を及ぼします。

このようなことから、9月議会においても私のほうから低平地である本町の内水氾濫対策として既存の河川や地沈水路等の活用、改良を申し上げております。その後、いろんな機会を捉え発言をさせていただいております。引き続き発言を行い、国や県に対して理解していただき、災害に強く安全・安心なまちづくりを目指し、本町の宿命である内水氾濫被害が早く解消するよう努力していく所存でございます。

以上です。

○吉岡英允議員

具体的にどういうふうな方針というようなことでお聞きをしたかったんですけども、努力をしていくというふうなことで、地沈水路とかについてもある程度、私がお伺いしたいのは、線的に決めていただいて地沈水路のところのゲートは操作員さんにじゃなくて簡単にスムーズにできるように改善をしていくとか、そういうふうなことも含め、今後とにかく冠水、浸水被害が最小限にとどまるよう努力をお願いし、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

13時52分 休憩

14時10分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝上良夫議員。

○溝上良夫議員

議長の許可をいただきましたので、大きく2点について質問をいたします。
まず最初に、令和元年8月の佐賀豪雨対策の総括についてお伺いいたします。
先ごろ100年に1度の想定外の災害は、気候の温暖化で熱波や洪水の危険が今後10年続くという研究者の発表もありました。そこで、白石町地域防災計画基本理念を念頭に入れて質問に入りたいと思います。

最初に、今回の豪雨期における関係部署の対応状況についてお伺いをいたします。

○松尾裕哉総務課長

まず、対応状況につきまして総務課から答弁をさせていただきます。
28日朝方から降り始めました降雨によりまして、27日9時44分、大雨警報の発表に伴い災害対策連絡室を設置をいたしました。その後も断続的な降雨が続きまして、

16時、第1回目の災害対策会議を開催、16時55分、第1段階目の避難情報であります避難準備・高齢者等避難開始の発令、それから18時からの自主避難所開設を決定いたしました。その後、開設を行いました。その後、20時55分に土砂災害警戒情報が発表されたため、21時5分、白石町災害対策本部を設置しまして、町内山間部へ避難勧告を発令いたしましたところでございます。翌日の4時27分に白石町で時間雨量110ミリを記録します記録的短時間大雨情報が発表されました。続いて、5時50分には大雨特別警報が発表されましたので、5時51分に町内全域へ避難勧告を発令したところでございます。

明け方から町内各所での冠水状況による交通の麻痺、山間部での土砂災害等の発生状況が次々と入り始めまして、須古地区では地域一体が冠水し、一部の地区においては孤立及び土砂災害による危険性が増したために、住民から白石警察署を通じまして救助要請がございました。そのため、直ちに警察署、消防署、消防団等の防災関係機関との連携のもと、現地において救助活動を行ったところでございます。

なお、災害復旧等につきまして、現在も時間外労働についても継続して行っている部署もある状況でございます。

以上でございます。

○片渕 徹生活環境課長

それでは、生活環境課の8月豪雨災害後の対応を報告させていただきます。

駐在員より報告された大雨災害状況報告書をもとに家屋等の浸水被害を受けた世帯を対象に、駐在員を通じて1世帯に5キロの消石灰を581袋配布し、衛生対策に努めたところでございます。また、豪雨によりし尿便槽が浸水した被害者に対しまして、経済的負担を軽減するためにし尿処理手数料の一部補助を行っているところでございます。

さらに、家屋等浸水被害に遭われて発生した災害廃棄物につきましては、8月28日の災害後の8月31日土曜日、9月1日日曜日、2日月曜日、翌週の7日土曜日、8日日曜日の5日間におきまして、役場東側テニスコート駐車場を浸水被害の災害廃棄物の置き場といたしまして収集を行ったところでございます。役場東側テニスコート駐車場の仮置き場にありました約1,000トンの災害廃棄物を県内の処理施設に全て運搬し、適切に処理したところでございます。なお、土砂災害の被害に遭われて発生いたしました災害廃棄物につきましては、今後随時処理を行う予定でございます。

以上でございます。

申しわけございません。先ほどトン数を間違えました。役場東側テニスコート駐車場の仮置き場にあったごみにつきましては、約100トンでございます。失礼いたしました。

○笠原政浩農村整備課長

農村整備課の対応状況について御答弁いたします。

まず、行政放送によりまして事前排水のお願い、呼びかけを実施いたしております。26日の午後5時30分と27日の早朝7時30分の2回行っております。事前排水の行政放送の後、町内の水路などの巡視を行っておりまして、水位の高いところについて

は地元の排水調整委員さんに連絡をとり、事前の排水をお願いするなどを行っております。

次に、28日ですが、早朝3時半から4時ごろから断続的に豪雨となったことから、直ちに町内の水路の巡回を開始し、ゲート操作等による排水作業を行っております。豪雨後から30日にかけては、水路、農道、林道などの各関係施設を巡回、点検を行いました。

被災状況については、次のとおりでございます。

まず、水路の関係ですが、地沈水路の畦畔の崩壊などが2箇所、筑後川下流土地改良事業により整備された導水路操作盤の故障が2箇所、それぞれ確認いたしております。地沈水路については復旧が完了し、操作盤については現在修繕等を行っております。

次に、ため池の被害ですが、下流水路につながる放流水路の法崩れや本体法面の一部が崩壊、取水口の土砂堆積など、町内3つのため池で計4箇所の被害報告を受けております。放流水路の法崩れ等につきましては既に復旧が完了しておりますが、一部崩壊や土砂堆積につきましては、管理者である白石土地改良区で経過観察し、検討していただいているところでございます。さらに、武雄市所在であります永池のため池においても同じく法面崩壊等が数箇所発生しております。現在武雄市のほうで詳細な被害状況の確認と災害復旧を検討していただいております。

次に、農道及び耕作道路の被害であります。3路線について法面の滑落が発生をいたしております。今後その復旧を行う予定でございます。

最後に、林道関係でございますが、町が管理している4つの路線におきまして落石、土砂崩れなど、計12箇所の被害を確認いたしております。このうち既に復旧完了が5箇所、補助事業での対応予定が4箇所、補助対象外のため町費で復旧を行う箇所が3箇所となっております。また、林地につきましても、家屋等への被害が発生し、また発生するおそれがある崩壊を5箇所確認いたしました。なお、林地につきましても、民地であるため受益者の分担金をいただいて復旧を行うこととしておりまして、このうち4箇所については県の補助事業を受けるということで現在申請準備を行っているような状況でございます。

以上です。

○喜多忠則建設課長

建設課の対応状況について御答弁いたします。

事前排水のお願いについては、農村整備課の答弁と重複しますので省略いたします。

27日は大雨警報の発令によりまして警戒態勢に入り、町内の河川や水路などの巡回を行っております。次に、28日早朝3時過ぎから断続的な豪雨となったことによりまして、直ちに町内の道路、河川の巡回を行いながら道路が冠水した箇所について通行どめ等の規制を行っております。なお、災害時の応急対策活動協力に関する協定に基づきまして、白石町建設業組合にも協力を要請いたしまして、道路が冠水した箇所について通行どめ等の規制を依頼しております。豪雨後は、道路、河川などの関係施設の巡回、点検を行いながら被災状況の確認作業を行っております。

被災内容とその後の応急、復旧状況について御報告いたします。

山林に隣接した道路、側溝、水路等に山間部から土砂が流れ出した箇所が7箇所ございましたが、6箇所については既に復旧が完了しております。残る1箇所については復旧工法の協議を現在行っているところでございます。また、土砂崩れが発生した2箇所につきましては、復旧が既に完了をしております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

それを踏まえて、まず職員の登庁状況、それに対応した職員の時間外労働、現在災害の対策に関連して負担が残ってる部署、また災害箇所の復旧は国、県の補助金に頼るところもあると思います、そういう補助金頼りにする工事がどういうふうな進捗状況なのか、その3点についてお伺いいたします。

○松尾裕哉総務課長

職員の当日の登庁状況でございますが、災害が発生しました28日の状況でございますが、23名の職員が道路冠水等によりまして終日登庁できなかったという状況でございます。また、災害に伴います職員の時間外勤務の状況でございますが、先ほど申しました災害対策連絡室の設置から廃止まで、8月27日から30日までの4日間でございますが、延べ274名の職員で1,413時間の時間外勤務を行っております。今も時間外勤務として対応に当たっている部署は、主に建設課、農村整備課等で災害復旧の事務に当たっております。

以上でございます。

○笠原政浩農村整備課長

現在国、県の補助事業を活用しながら事業を実施している状況等については、先ほども若干述べましたが、林道関係で4箇所が補助対象ということで申請を行っているような状況でございます。また、林地関係についても県単の補助事業を活用するというので、4件については県単の補助の事業を活用して行うということで申請の準備を行っているというふうな状況でございます。

以上です。

○溝上良夫議員

町の防災計画の災害の基本理念には、災害後には速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図るとあります。そのためにも早急な対応が必要だと思います。そういうときに人員が不足している部署に人材を投入すべきであると考えますが、総務課長、どうですか。

○松尾裕哉総務課長

不足している部署にということでございますが、今回の災害につきましては、本町初めて土砂災害というような大きな事故がございまして、その対応に当たらせてい

いただきました。

それで、例えば農村整備課の職員を建設課にとか建設課の職員を農村整備課にとかというようなことは、今のところははっきりしたそういう応援といいますか、支援というのはしておりませんが、災害の土砂崩れの災害を担当しております部署がほかの大きな事業を持っておりましたので、例えばほかの係から応援をしてもらうとか、そういう対応は行ったところでございますが、今後は大規模な災害が発生するというようなことは想定をしなければなりませんので、そういうことも今後は考えて、職員の配置をする中でも考えて、例えば兼務辞令を出すとか、そういうふうなことは今はしておりませんが、そういうふうなことまで考えながら今後していかなければならないということは考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

建設課の答弁の中に通行どめの関連がありましたけども、国道や県道は国、県が対処するわけですね。町道及び農道の交通規制、通行どめは町の管轄ということでございます。

前から気にはなっていたんですが、中途半端な通行どめで、もし災害が起こった場合の責任問題、そういう場合を考えると、今回も中途半端な通行どめが多かったんじゃないかなというふうに感じます。ほかの大災害が起きた場合ですけども、濁流が来るわけではありませんけども、町内、小水路がたくさんあります。その中で中途半端な通行どめをして他町の方が迂回をされたときに事故などを起こした場合の責任問題、そういうところも考えなくちゃいけないと思いますが、その対応は今回急だったので間に合わなかったのか、今後どう対応されていくのか、お伺いをいたします。

○喜多忠則建設課長

議員御指摘のとおり、今回の通行どめの規制につきましては、規制看板を道路中央部に設置しての規制でございましたために、一部の車両については規制箇所に入し無理やり通行されている状況が見受けられたと聞いております。このようなことで、今後は緊急車両の通行または迂回路の表示、地域住民への周知等の諸問題もございませぬので、全ての町道とはいきませんが、町内で交通量の多いところの基幹的な町道につきましては、安全を確保するための規制看板やバリケード等を設置した完全な通行どめ規制も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

通行どめに関しては、人命にかかわる問題でございます。ぜひ綿密な計画を立てて通行どめをしてもらいたいと思います。

次の質問に移ります。

防災ハザードマップを作成されておりますが、今回の浸水の状況を内水ハザードマップと比較して検証を行ったのかということですが、ハザードマップに今回の浸水の

高さを記録して、今後の対策に役立てるべきと思います。

先ほどの吉岡議員の資料の中で、県が示した速報、これを見てわかりますか。何か対策に使われたんですか。ゼロメートルから1メートル、薄い何かわからない色、1メートルから2メートル、それもわからない色、これを見て何を感じたのかということなんですよ。これを見てわかることが何なのか。ああ、そうでしたかというぐらいの感覚のマップ、マップじゃないですけど、これは県が出してるのかもしれませんが、国土地理院が出したのかもしれませんが、町内のハザードマップにはそういう立体的な部分がないわけですね。平面ではなかなか理解が難しいと思います。そういうことで、この前の浸水の高さを実際に記しておくべきじゃないかなというふうに思いますが、どうお考えでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

ハザードマップにつきましては、本年4月に配布をいたしたところでございますが、今年8月で経験をしたことのないような豪雨になって、一帯が冠水をいたしたところでございます。先ほどお示しをいただきました国土交通省の図面につきましても、28日の15時で空撮をされて、またその後に各戸の訪問により聞き取りを行いながら流域の浸水状況の調査を行われていたところでございます。

町といたしましても、地域ごとには駐在員さん、区長さんそれから水利委員の方々から冠水状況及び水路の状況等の聞き取りは行ったところでございますが、このハザードマップの想定につきましては、六角川流域の6時間雨量424ミリ、また塩田川につきましては504ミリの雨量で想定して、最大規模の降雨量でシミュレーションをしておるところでございます。今回につきましては3時間で240ミリを超える雨量ということで、今回の豪雨があと数時間でも続いた場合にはこのハザードマップに近い想定にはなったと思っております。

ただ、議員御指摘のように、この浸水の調査をした段階で、ここが何十センチ浸水をしておりましたというような御報告については、こちら等もそこまで報告についてはお願いしておりませんでしたので地図上に落とすということは今のところできませんが、今後といいますか、これまでは調査をしていただいておりますので、事後になります。例えばどれくらいでしたかというような聞き取り等をしていくことを考えながら、御指摘されますとおりに地図上に落とすしていけばはっきりした今回の豪雨についても目に見えてきますので、そういうことについては考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

平成29年7月5日、6日の集中豪雨による冠水位置図、これで十分だと思うんですよ。これのほうがよくわかりやすい、ハザードマップよりも、冠水した写真が載って。これを全戸に配布するとか、そのほうがまだ役に立つんじゃないかなというふうに思いますが。

それとあわせて、平成29年7月の集中豪雨のほかに今回新たに想定外の浸水があっ

たところ、その対策をされたのかどうか。

○喜多忠則建設課長

今回の大雨につきましては、もちろん道路冠水は今まで大体30箇所、もしくは40箇所ぐらいを想定はしておりましたが、今回の大雨についてはやはり規模的な問題で、非常に町内でのあらゆる町道また農道について冠水をしておりまして、そういう状況で十分な把握はまだしておりませんが、今回の大雨については想定外というのが、ちょっと余りにも簡単な話なんですけど、そういうことで今後の対策に生かしたいと思っております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

それでは、次の質問に移ります。

避難所の開設と避難者の状況についてお伺いいたします。

先ほどの吉岡議員の質問でもちょっと触れておりましたけども、避難所への交通手段は確保できたのか。役場周辺の道路が冠水しました。それで、避難所として開設された役場に避難がスムーズにできたのかどうか。福吉の方ですけども、堤防を歩いてこちらのほうに向かわれている方もいました、車で行けないだろうということで。そういう避難所への交通のルート、そういうのが迂回路でもできれば表示をすべきではないかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

避難所への交通ルートの確保ということでございますが、今回冠水被害が発生しました28日の朝方には、町内全域が道路冠水ということで、通行どめの路線が多数ございました。避難所までの安全な交通手段というものにつきましては、その時々災害事象により変わりますので、災害時に町で交通手段を確保するという事は非常に難しいところがございます。町といたしましては、私もホームページでリアルタイムな通行どめの路線のお知らせを行っておりますので、そういうふうなことを充実させながら、避難者が経路を選択しやすいような情報提供をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

ホームページはわかりますけども、高齢の方がそれを見るかという疑問はありますけども、最低そういう情報を流してほしいと思います。

あと、もう一つお伺いしたいのは、特殊避難者、病院には入院されていないが、さまざまな障がいを持っておられる方がおります。対応できる人員と場所、それは考えておられるのかお伺いいたします。

○松尾裕哉総務課長

支援が必要な方々への対応ということでございますが、今回避難所を開設するに当たり、避難所の対応職員配置をまず行うわけですが、これまでも支援が必要な方が1名ないし2名見えられるということで、そこに例えば女性職員を配置をしておけば女性職員が対応できるというようなことも今までもございました。それで、今回協議をいたしまして、そういう避難行動要支援者、またはそれ以外にも支援が必要な方に対応するため、保健師の配置を今回行って、すぐ状況依頼があった場合は即座に対応できるような体制をとったところでございますので、今回そういうふうなことで、体制については充実すべきところは充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

町の基本理念には、発災直後は可能な限り被害規模を早急に把握をするとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき生命及び身体の安全を守ることを最優先にするというふうに書かれております。

まず、人ですね。もちろんわかってることだと思いますけども、まず人の命を守ることが大事ということで、避難所、平地にある避難所は私は疑問に思うところもありますが、最低避難所の確保はできるものだと皆さん町民の方々思っております。そういうところで、避難のルートとかそういう特殊な障がい者の方の避難場所、それを十分に考えて対応してもらいたいと思います。発言があれば。

○松尾裕哉総務課長

今言われましたように、災害関係で支援が必要な方に対しての対応は十分に行っていきたいと思っております。それで、避難所の設置の箇所については今防災計画の中で示しておりますが、私ども避難所を設置するときは避難所に避難をしてくださいというような避難の放送をいたしますが、災害があるから避難所に避難してくださいということはそれはもちろんなんですが、今回の災害でも全国ほかのところを見ましても、避難してください、そしたら避難所にですかというのではなくて、例えば大雨の場合でするので近くの高台にとか2階の高いところに避難してくださいとか、そういうふうな放送の内容も検討をしなければならないということで今私どもは考えているところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

それでは、次に移りたいと思います。

浸水、冠水箇所の状況を踏まえ、今後の対応についてということですが、それは最後に一緒に質問をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

そしたら、水門や樋管などの開閉操作は適切、スムーズに行われたのかお伺いをいたします。

○喜多忠則建設課長

町内の制水門またゲートや樋管、樋門の操作につきましては、毎年行っております排水調整会議の中で、各操作員さんにはスムーズな上下流の連携によりまして排水調整をお願いをしておるところでございます。

今回の8月豪雨におきましても、当時の水位状況等を踏まえた判断のもと開閉操作が行われたものと思われまます。各操作員さんにおかれましては、大雨を見越した事前の排水操作から豪雨後の平常時復旧に至るまで、昼夜を問わず地域の防災・減災のため御尽力をいただいておりますものと認識しております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

スムーズな開閉作業が行われておるみたいですが、排水の調整に関して問題点があれば、答弁をお願いいたします。

○喜多忠則建設課長

排水調整に関しましては、数多くの操作員がおられますが、高齢化ということで、それが1つの問題ではなかろうかと思っております。また、排水調整、これは昔からの課題でございますが、旧町境や行政区境における調整など、容易ではない諸問題があるということで思っております。特に、用排水調整は非常にナーバスな問題でもありますので、今後も白石土地改良区と連携を強化しながら、上流、下流、それぞれの地域と協議検討を重ねてまいりまして、慎重に調整を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

先ほどの旧町境や行政区の境、問題解決しておりません。そこで、どういうふうな対策をとったらいのか。町長、前にも質問しましたが、もう一言、同じ答弁でも構いませんが。

○田島健一町長

今回の豪雨では、町内低平地で広範囲に浸水、冠水をし、またなかなか排水という水が引かなかつたということもございました。そういったことから、現在建設課及び農村整備課において、各地域ごとにどういう状況だったのかという調査を聞き取りをさせていただいているところでございます。

その中で、やはり先ほど議員が申されますように、旧町境であるとか旧地域ごとの何かまだまだしこりがあるようでございます。しかしながら、水というのは高いところから低いところにしか流れません。そういったことを地域の皆さんに御理解をいただき、全ての水を上から一気に流すというのは厳しいかとは思いますが、そこら辺を地区地区で調整をしていただいで、みんながよかつたというふうになるようにしていかなければならないというふうに思います。そのためには、役場だけが音頭をとってやるというのではなく、そこには土地改良区があつてみたり、また地域

の用水排水委員さん、また区長さん、いろいろな方々の御理解もいただきながら地域全体としてよかったというようなスタイルに持っていかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

それでは、次の質問に移りたいと思います。

排水機場の問題ですね。排水機場の現状、状況と課題について答弁をお願いいたします。

○喜多忠則建設課長

町内には、土木、農林の排水機場が全部で21箇所ございます。令和元年8月豪雨時における排水機場の稼働状況でございますが、今回の災害については、早いところは26日の午前中から、局地的な豪雨に見舞われた28日には全ての排水機場が稼働いたしまして、最終では30日の午前中までの間にそれぞれ停止した期間はありますものの、全機場とも稼働をいたしております。なお、有明海に強制排水を行っている各排水機場につきましては、8月の豪雨では関係漁協と協議いたしまして、了承を得た上で淡水被害の防止、軽減のため、海岸堤防付近において瀉面の露出時である干潮時にも継続して強制排水を行っております。

また、今回8月の豪雨のような1時間に100ミリ、3時間で250ミリ近くの雨に対しまして、排水機場の能力不足は否めないと思っております。また、ほかに課題として上げるならば、県が設置しております排水機場、また農林系の排水機場で町が管理しておる施設は、一部を除いてはともに老朽化が進んでおりまして、その施設の長寿命化、延命対策などの更新事業あたりを計画的に進めていくことが課題であると認識しております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

排水機場の能力は、先ほど吉岡議員の資料にもありましたけども、毎秒164立米、それをざっと計算してみると、排水機場の全能力、白石町内約100平方キロありますが、そこに1時間100ミリの雨量があった場合、全排水機場をフル稼働して15時間かかるというふうな計算を私はしました、間違っているのかもしれませんが。いかに自然排水が重要であるかおわかりになると思います。

そこで、排水機場の排水制限、ポンプ停止命令の命令体系はどうなっているのか、守らなかった場合の責任問題、操作員の立場、そこら辺をお伺いをいたします。

○喜多忠則建設課長

まず、六角川沿川で白石町管内の排水機場については、1つ目として排水機場地点の河川水位が計画降水ハイウオーターレベルを超過した場合、それと2つ目に下流で堤防の決壊や越水、漏水など、重大な災害が発生するおそれがある場合において、河

川管理者である武雄河川事務所から排水ポンプの管理者である町長に対しまして停止要請が来ることになっております。この要請を本町が操作人にポンプ停止または再開を伝達することになっております。なお、平成18年6月に六角川ポンプ運転調整方針が作成されて以降は、白石町管内の排水機場に対してポンプの停止要請がなされたことは現在まではございません。

もう一つの質問で、守らなかった場合の責任問題ということの質問でございますが、河川事務所から送られてくるのは停止要請でございます、最終的な判断は排水機場の管理者に委ねられております。排水機場の管理者は町長等でございます。運転調整の要請を無視いたしまして、その結果、堤防決壊等の事態が発生した場合には、社会的な問題に発展する可能性がございます。しかし、操作人は我々自治体等からの要請により排水機場の操作に従事をいただいているわけでございます、再三の要請を無視するなど悪質な操作行為をしない限りにおいては、その結果責任は施設の管理者に帰属するものと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

この問題は難しい問題と思います。29年7月、白石排水機場のことですけれども、ポンプ停止命令が来るかもわからないというふうなことで操作員さんが上流の方に連絡をされておりました。そこまで排水機場の担当者がするべきであるのか、町がするのか。排水機場というのは、一番基本的に末端というか、水が集まってくるところです。その操作員さんはやっぱりとめたくないわけですね、住民さんから何を言われるかわからないということで。もしとめる場合、上流の適切な処理、それは町でするべきなんじゃないかなというふうに考えますが、そこら辺の準備や規定はあるのかどうかお伺いをいたします。

○喜多忠則建設課長

今、武雄の中でもポンプ停止要請があつて、現実的にとまって、昨年もことしもそういうことでポンプ停止をしたところがあると聞いておりますが、今のところ白石町においては幸いこうしたポンプ停止命令を今まで出されていないということで、その部分は今のところ問題はないと思いますが、ただあくまでも河川管理者である河川事務所のほうでの対応ということで、そちらのほうでも要請を聞きながら、そちらのほうと我々も連絡調整を十分したところで対応、対策をとっていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

排水機場に関してもう一つ、ある排水機場では燃料の補給がうまくできなかったという話を聞きます。県との連携、県ができなければ町が早急にしなければいけないというふうに考えますが、そこら辺の県との連携はうまくできているんでしょうか。武雄からわざわざ燃料を運んでくると、で、運べなかったという話を聞きましたけども、

そういうところの県との関連をお伺いいたします。

○喜多忠則建設課長

御指摘のように、今回豪雨時における課題としては、長時間ポンプを稼働させたことによりまして給油が必要な排水機場も見られました。排水機場の給油につきましては、管理者である県が業者選定を含め対応をされております。今回の豪雨時においては、早急に排水機場の給油の必要がありましたので県に給油の依頼を行いました。燃料の供給先からのルートも冠水していたことによりまして給油が行えない状況でありました。そういうことで、町で地元の給油業者に直接給油のお願いをすることを県に打診をいたしまして、直接町建設課より大至急地元給油業者に給油のお願いをしたところでございます。

しかしながら、今回の災害時には排水機場までの道路が冠水したことによりまして給油経路の確保に非常に苦慮しており、今後災害時の各排水機場までのルート確認を関係機関と再度検討をしたいということで考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

それでは、次の質問に移りたいと思います。

災害用備蓄品の状況と災害用機器類、機械類装備、活用状況についてお伺いをいたします。

まず、災害用備蓄品で不足しているものはないのかということなんですが、12月補正予算を見てみると、幾つか考えられて購入をされる予定ですが、詳しく説明をお願いいたします。

○松尾裕哉総務課長

災害用備蓄食料の状況でございます。

白石町防災計画及び県が作成されております県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領に基づき整備を行っております。現在、役場本庁舎の備蓄倉庫におきまして、アルファ米、クッキーなどの長期保存備蓄食料品や長期保存水、それから紙おむつとか毛布、防災マット等を備蓄をいたしております。数量といたしましては、アルファ米4,900食、クラッカー、クッキー類が3,900食、アレルギー対応育児用調整粉乳が24缶、これは350グラム缶でございます、長期保存水としまして3,670リットルとなっております。災害用の食料品はおおむね保存年月が5年から10年でありますので、定期的に更新を行いながら備蓄食料の管理を行っている状況でございます。今年度は、避難所におきまして防災マットそれから毛布、備蓄の水等を購入予定ということとなっております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

あと、保管場所の問題ですね。以前から言っているように、1階の保管場所が適切

かどうか疑問に思うところですが、2階以上に変更する考えがないのか、具体的な話があれば。

○松尾裕哉総務課長

現在、先ほど申しましたとおり、役場本庁舎と今回6月に会議をいたしました道の駅しろいしへ、今分散備蓄を行っております。今回のような冠水被害が発生した場合には、当然備蓄品の冠水も考えるところでございます。このようなことも考慮をしなければならないということで、本当に目の前に来ておりますので、今後備蓄場所とか備蓄体制については検討を行うようにいたしておるところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

基本理念には、人材、物資等、災害対応策に必要な資源を適切に配分をします。そういうことで今回災害用対策車が購入されましたけども、ぜひ私からこれちょっと金額もはるかもわかりませんが、提案ですけど。災害に関係なく、もう一つ役に立つ車として私が以前から思ってたのは、ユニック車ですね、2トンの小さなやつで構わないと思いますが。オイルフェンスなどの設置作業は、いつも10人ぐらいで行かれています。そういうところを考えると、ユニック車1台があれば少ない人数でできるんじゃないかなというふうに思うし、土のう袋の運搬、積みおろしなど、不可欠じゃないかなというふうに考えますが、財政課長、どう考えますか。

○小池武敏企画財政課長

汎用性の高い作業車両のクレーンつきトラック、いわゆるユニック車につきましては、運送業、引っ越し業などの物流業界のみならず、土木建設業、設備業界など、さまざまな業種の現場で広く活用されております。議員御指摘のとおり、行政の分野におきましてもユニック車を活用できる場面は、災害時はもちろん重量のある荷物の積みおろし等、さような重要な場面で、多様な場面であるのではないかと考えております。しかしながら、ユニック車につきましては、運転と操縦、普通免許とは異なります免許や資格が必要となってまいります。そういったことから、職員の免許や資格取得の関係、また今後の公用車の更新計画などを踏まえまして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

ちなみに、ユニックの資格は半日講習で取れると思います。ぜひ考えをお願いいたします。

この項目の最後、今回の豪雨によって新たに浮かび上がった課題や対応について伺いをいたします。

○松尾裕哉総務課長

今回の豪雨災害におきまして、大雨特別警報の発表、また本町でも初めて発表されました記録的短時間大雨情報、それから3時間雨量が240ミリを超えるなど、とにかく短時間でこれまでにない降雨がありまして、またその時間帯が満潮と重なったということもございました。町内各所で冠水被害や山間部では土砂災害等も発生したところがございます。地域によっては今回の豪雨災害に伴いまして、区長さんが各世帯を訪問し、避難の呼びかけを行われ、公民館を自主的な避難所として開設していただくなど、今後の地域防災の指針となるような防災対応を行っていただいた地区もございました。今回の豪雨災害によりますこれまでの災害対応の中で、町としても検討事項や課題等も改めて見えてまいったところがございます。

まず、町内への避難準備情報に続きまして山間部への避難勧告から町内全域への避難勧告と、順次避難情報を発令したわけですが、その時点で既に山間部等は土砂災害の発生が懸念される非常に危険な状態でございます。地域によりましては、その時点で防災無線での呼びかけ、それから緊急エリアメール、また消防、警察など現地での直接の避難の呼びかけなど、さまざまな伝達手段で情報を発信を行いました。町民の皆様には、避難情報、特に避難勧告、避難指示などの段階ごとの危険性をどのように認識をしていただくか、またいかに早期の避難をしていただくかなど、今後の課題として検証を行ってまいりたいと思っております。

また、今回の豪雨によりまして、町内一帯が冠水をしました。道路冠水による通行止めなどにより一時期交通が麻痺する事態となりましたが、このような災害が発生した場合には、まず被害状況の把握が最優先だと考えております。今回の豪雨災害発生時には、道路冠水により現場へ行くことができない、また職員が登庁できなかったなどの問題も発生いたしました。町内の状況、災害現場の状況をどのようにして早急に把握するかという点も検討を行う必要がございます。避難所につきましても、最終的に7箇所の指定避難所を設置いたしました。避難状況の把握や避難者への食事の対応、またペットを連れて避難できるかなどの相談など、さまざまな災害対応の課題についても今後早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○溝上良夫議員

防災の基本理念、また言いますけど、最新の科学的見地を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされた被害を的確に想定するとともに、過去に起こった災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るというふうに書かれております。これを踏まえて、町長、答弁をお願いいたします。あと、科学機器でドローンの導入なども考えておるのかとかですね。

○田島健一町長

溝上議員からいろいろと今回の豪雨災害についての御質問をいただきました。先ほども申し上げましたけども、まずは今回の豪雨災害ではどうだったのか、これまでとどう違っていったのかというのをはつきりと役場として把握しなけりゃいけないというふうに思っております。先ほども言いましたように、現在地域ごとにいろんな意見

を聞き回ってるところでございます。

また、今回の浸水では、六角川に水がはけない内水氾濫ということでございました。そういったことで、10月に六角川水系に特化した令和元年8月六角川水系の水害を踏まえた防災・減災対策協議会というものが組織をされまして、関係機関が連携協力して六角川の地域特性、氾濫特性を踏まえた実効性のある防災・減災対策を推進し、逃げおくれゼロ、社会経済被害の最小化を目指すために協議を進めているところでございます。この協議会では、河川における対策として被害の軽減に向けた治水対策の推進、流域における対策として地域が連携した浸水被害の軽減対策の推進、またまちづくりソフト対策として減災に向けたさらなる取り組みの推進、この3つの柱を掲げて、治水対策の方向性を国、県、関係市町で共同して行っているところでございます。

先ほども申しましたが、さきの議員にも申し上げたところでございますけども、本町における内水氾濫対策として既存河川や農業用水路を活用、改良することが有効と私は考えておりまして、被害の軽減、解決が図られるように、それに向かって努力をしていきたいというふうに思っているところでございまして、国や県などへの要望活動等についても、議員の皆さん方のお力もかりながら行っていきたいというふうに思っているところでございます。

また、最後にドローンの配置という話もございましたけど、ちょっと順番が逆になるかもわかりませんが、状況を早くつかむというのが私たちの目線からというのはなかなか厳しいものがございますので、雨が降っているときの撮影はできないということでございますけども、雨が降らないときに上空から状況写真というのは撮っていきたく思いますので、検討してまいります。

以上です。

○溝上良夫議員

申しわけない。最後に台風17号、農業被害について補償などの支援の対策はどのように行われたのか、2分でお願いをいたします。

○木下信博農業振興課長

災害による農業被害の補償ということでございますけど、御存じのとおり、公的な保険制度といたしまして農業共済制度というのがございます。今回の台風17号においては強風による倒伏被害また塩害等も発生しておりますので、農業者の方への農業共済の対象となることが見込まれてるところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝上議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

15時08分 休憩

15時25分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

皆さんお疲れさまでございます。

議長の許可をいただきましたので、本日最後の一般質問をさせていただきます。

大きく3点を通告しております。

まず1点目、浸水・冠水被害の防止についてでございますけれども、前者2名の議員が質問されましたので、簡単に済ませていきたいと思っております。

1点目、水は、我々人間を含め動植物が生きていくためには欠かせないものであります。そのもとになる雨は大事で大切であります。雨が少なくても多過ぎても被害、災害は起こります。だから、その水をうまく利用するのが我々ではないでしょうか。

ことしの8月、秋雨前線に伴う線状降水帯の発生で豪雨となり、27日の深夜から28日の昼過ぎまで連続して雨が降り続き、町内では甚大な被害を受けています。まだ復旧はしていませんし、完全に復旧するまで時間がかかると思っております。被害を受けられた方々にお見舞い申し上げます。

そこで、伺います。

本町には、多くの水路、クリークがあります。

本数的には大きな違いはありませんが、有明地域、福富地域に比べ、白石地域は水路幅が比較的小さいのではないのでしょうか。それに、排水についてもほとんどが六角川に流されているようです。本町は干拓地の低平地が多く、そのため大雨時には六角川の上流から大量の水が流れ込み、町内の水路から放流することができなくなり、宅地の浸水、農地や道路の冠水被害が毎年のように危惧されています。よって、宅地、農地、水路、道路等の冠水を防ぐために抜本的な対策として、白石地域内から有明海へ直接排水でき、また町を横断できるような大規模排水路を整備する必要があるのではないのでしょうか。大きな金がかかると思っておりますので、県、国に要望していただき、解決策を伺いたいと思っております。

○喜多忠則建設課長

ことしの8月の豪雨については、事前排水の効果はあったものの、想定を超えた記録的な大雨であったこと、さらには自然排水がきかない満潮時と重なったこともありまして、降雨量に対して排水機場の強制排水能力が追いつかず、広範囲において冠水被害が起こったものと考えております。

8月の記録的な大雨で特に被害が大きかった六角川水系については、地域特性などを踏まえた総合的対策を早急に講じる必要があるため、防災・減災対策協議会、これはさきに述べられておりましたが、これがことし10月に発足されております。この協議会は、国土交通省、武雄河川事務所と県、流域の市町で構成され、さきに発足した

六角川学識者懇談会、これについては専門的立場で学者の方々に構成されております、そういったものとの議論と合わせまして、今年度内に、これは仮称ではございますが、緊急治水対策プロジェクトを策定することとなっております、特に六角川水系で目立った支川や水路があふれる内水被害への対応が大きなテーマとなっております。

今後、河川管理者だけでなく、農林部局、農政部局、都市計画部局を含め関係機関が連携して総合的な治水対策を行っていかねばいけないと考えておりますし、また災害の再発防止に向けた抜本的な治水対策についても議論や検討が行われるものと思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

内水被害をなくすために大きな排水路が必要だと思いますけども、町長、その辺はいかがでしょうか。

○田島健一町長

西山議員からも、町内の低平地における排水対策と浸水対策ということでございます。これまでの議員さんにもお答えしたのと同じになるわけでございますけども、やはり地域特性、既に河川や水路等々が縦横にあるわけでございます、農業用水路と河川、町内には大小合わせまして総延長650キロあるわけでございます。これをやっぱり有効に使わなきゃいかんというふうに私も思っておりますし、いろんなところで機会あるごとに発言をさせていただいておるところでございます。とにかく地元の意見も十分に踏まえながら、さらに強く発言をしてまいりたいというふうに思っております。

○西山清則議員

町内を見回してみますと、水路の高低差がかなりあります。大雨の対策を考慮すると、排水調整員にお願いするしかありませんけれども、水は高いところから低いところにしか流れません。上流、下流の調整員との連携をうまくとっていただきたいと願っております。現在では雨雲の動きが時間単位でわかるようになっていきますので、被害が出ないように連携を密にして、住みやすい町にさせていただくことを願い、次の項に移りたいと思います。

2番目の観光資源の開発についてであります。

1つ目の観光ルートの開発や交流人口の拡大への対策についてとありますが、現在どこまで進んでいるのか伺いたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

まず、観光ルートの開発についてでございますが、総合計画、観光の振興の中でも有明海、白石平野、杵島山などの豊かな自然や歴史、文化などの観光資源ネットワークを掲げております。また、白石町観光振興基本計画においても、まだ実施には至っておりませんが、杵島山系のエコツーリズム、しろいし周遊観光、また農漁村体験ツ

ーリズムの3つの観光テーマを掲げているところです。

なお、先日11月23日に須古歴史観光振興会主催の会員さん向けの研修ではございましたが、「気づかない新たな発見、須古めぐり」が開催されまして、私も参加してきましたところでございます。須古城外堀からスタートしまして、須古の町並みや須古地区の歴史あるお寺や神社をめぐるコース、約5.5キロを3時間かけて、その都度説明を受けながら散策したところでございます。地元須古地区の参加者を中心に約50名が参加をされましたが、丁寧な説明と徒歩によりゆっくり散策ができましたので、地元にいる方も、地元におるばってん、初めて知ったなどの声上がるなど、参加者も大変満足をされておりました。そういったことで、今後このような取り組みを、各種の観光施策を計画をする中で参考にさせていただきたいというふうに考えております。

また、交流人口の拡大に向けての取り組みでございますが、今年度地域の特徴を生かした余暇活動、また収穫体験を提供し農村地帯でゆっくりと過ごしていただくことを目的に、観光農園及び体験農業に向けた事業を計画しております。現在は、事業実施に向け御協力いただく農業者と体験内容等について打ち合わせを行っている状況です。

以上です。

○西山清則議員

いろんな計画を考えておられるようでございます。

それでは2点目、本町は杵島山山系から有明海まで豊富な自然と歴史を感じることでできる貴重な文化財を持ち合わせていますが、それらをどのように活用されているのでしょうか。他県、他の市町から来町された方々に有明海の満ち潮時と引き潮時を見せたら感動を受けられると思います。また、杵島山一帯は自然と歴史の宝庫であります。法泉寺、妻山神社から竜王崎の海童神社まで、到底1日で回ることはできないと思います。先ほど言われましたように、約5.5キロの行程で3時間かけて散策されたということでございます。

そこで、宿泊可能である歌垣研修センターや歌垣ロッジをもう少し整備して、そこに宿泊し、朝日を浴びてから散策するようにはどうでしょうか。整備をすればキャンプもできますし、こういった施設をほとんど利用しないで、何のために建設されたのか、目的が何だったのか伺いたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

歌垣ロッジ等の目的ということでございます。

歌垣研修センター及び歌垣ロッジにつきましては、自然と結びつけた青少年の野外研修に供するとともに、地域の活性化を目的として設置を行っております。しかしながら、昨年度の利用実績は2件ということで、ここ数年は利用が少ない状況となっております。また、施設の整備につきましては、研修センター、ロッジとも耐用年数を過ぎておりますので、今後整備費用やニーズなどを勘案し慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○西山清則議員

施設は老朽化はしていますけども、利用しなければますます老朽化していくんだと思います。施設の整備ができれば、大学の駅伝チームも合宿されたり、歌垣のアップダウンを利用したコースで練習もできると思っております。高校の陸上部も練習してもらったりすることができますし、また平坦地を走るのであれば、高校のグラウンド、あるいは有明新明地区の道路、あるいは白石総合グラウンドの公園を利用してもらうこともできます。以前は県内高校駅伝は新明地区で行われておりました。広い考えを持って取り組んでいただきたいと思いますけども、多少の道路整備も必要ではありますが、キャンプをして成果が出れば定着するのではないのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○吉村大樹産業創生課長

大学や高校の駅伝の練習コースに歌垣公園や白石総合運動場の活用をという質問でございます。

確かに、歌垣公園の周辺の適度な坂道の道路や総合運動場周辺、また新明地区の平坦なコースを利用しての高低差のある練習は大変効果があるんじゃないかなというふうに思っております。また、このように毎年大学や高校駅伝チームの練習コースというふうになりますと、本町のPRになるというふうにも考えておるところでございますが、繰り返しになりますが、研修センター等の施設整備については、整備費用など総合的に勘案し判断する必要があると思っております。また、練習コースということについては、道路の状況、またそのコースの安全性などを確認した上で活用方法を検討する必要があるということも考えております。

以上です。

○西山清則議員

道路の整備が必要になってくると思います。今回白石高校の女子駅伝が全国大会に行きますけども、男子がしばらく行っておりませんので、こういったところを利用しながら確固たるチームをつくっていただきたいと思いますので、整備をよろしく願いたいと思います。

また、町にも古くからの歴史があります。西暦300年、大和朝廷が国土を統一しまして、西暦350年、佐賀県主が置かれました。白石町の歴史が記録に見え始めたのは、大和時代の末期、607年であります。干拓工事がなされ、901年に耕地の確認が行われたことが最初と言われております。平安初期のころは藤原一族がいて、1159年に日向太郎が冬に乱を起こして戦いに敗れております。それは源平合戦のころでありまして、平安時代の末期のこの一族が大川、三養基、佐賀、杵島、藤津、島原など、有明海をめぐる一円を支配したと言われております。1183年、鎌倉幕府から杵島郡白石郷の地頭に命じられた白石五郎が須古の高岳を居城として、北は妻山城、南は稲佐、室島を支城として白石地方を固めたと言われております。その後、平井家にかわり、その後平井と龍造寺が4回戦っております。4回目の戦いで敗れて、龍造寺隆信の時

代に変わっています。龍造寺は九州3大名として知られていますけれども、杵島山には大きな足跡が残されています。島原の戦いで敗れましたが、その遺髪を稲佐神社近くにある東明寺の上に祭られています。今はその周辺は草木が生い茂り、お社は見えにくくなっております。その途中に十六羅漢像もありますが、そこも草木でわからなくなっております。

先日、見に行ったとき、どこから来られたかわかりませんが、見に来ていただいた方は階段のところまで行って登ろうと思われたと思いますが、上を見て、そこで帰っておられました。草木が生い茂っていたからだと思いますけれども、説明板もあります。そういうことがないように町では整備できないのか伺いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

東明寺のことだと思います。東明寺については、室町時代中期に創建され、天正年間に中興された由緒あるお寺でございます。東明寺境内の左奥には十六羅漢像が鎮座し、その先の石段を登れば、隆信廟、隆信神社がございます。東明寺境内の十六羅漢像及び隆信廟周辺の整備のことについてですが、町としましては、管理及び整備については寺の所有地ということでございますので、寺のほうで行っていただきたいと考えております。

以上です。

○西山清則議員

先ほど隆信神社と言われましたけれども、あそこの持ち主は、多分わかってないかなと思っております。あそこを建てられたのは地元の方々が建てられて、戦争に行くときにあそこにお参りをして出かけたという話を聞いておりますので、寺の持ち主ではないと思っておりますけれども、その辺はどういう考えを持っておられるのか伺いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

隆信のそこが建っている場所でございます。場所につきましては寺の所有地ということでございますので、あくまでも所有者であります寺のほうで管理をお願いしたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

寺の所有地だと言われましたけれども、今のところ檀家数も余りおられませんし、いろんな方々がおられましたけれども、大分亡くなられて、今多分3軒ぐらいじゃないかなと思っております。今住職さんもおられませんので、ある住職さんが管理をされていますけれども、ほとんど見えられていない状態であります。

それと、稲佐山には稲佐の森を守る会の方々が苗木の植栽をさせていただいたり、除草作業をさせていただいたり、それこそ稲佐の森を守っていただいております。先日は有明西小の5年生と一緒にシイタケの菌を原木に詰める作業もされておりました。そ

ういった活動には感謝いたしておりますが、会ができてから二十数年たっております。なかなか後継者が育たなくて高齢化になっておりますので、そういう方々にはお願いはちょっとできないかなと思っておりますので、お社の周辺の草木の除草をシルバー人材センターにお願いすることはできないでしょうか伺いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

シルバー人材センターにお願いできないかという御質問でございますけれども、先ほども答弁いたしました、寺の所有地ということで、そこを飛び越えて町が依頼することはできないものと思っております。

○西山清則議員

それでは、あのところはそのまんまということになりますよね、草木がぼうぼう生えて。あそこ説明看板もありますよね。それは教育委員会が説明看板をしてあります。だから、それを見て訪れた方がああいうところを見て、みんな登ってみたいというのが起きないと思います。だから、他県、他町からでも来られて、ああいう草木がぼうぼうしているところを見せていかなものかと思っておりますけども、どうでしょうか。

○川崎 直生涯学習課長

議員申されます案内板につきましては、合併以前の旧有明町教育委員会が東明寺境内の文化財を紹介するために設置したものでございます。それを設置したからといって、町が管理を行うことを表示しているわけではございません。文化財の維持管理などは、所有者の方で行っていただくものと思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

先ほど言いましたけど、所有者がほとんどおらないのに、何であれだけ草ぼうぼうで見られないようにする。そしたら、町が何でしないのかって周りは言ってますから、そういうのをなくすために町があるもんじゃないでしょうか。みんながみんな檀家の人に頼んでは、とてもできないと思いますよ、あれだけ。登って見ればわかると思いますけど、そしたら見てもらったことがありますか。

○川崎 直生涯学習課長

議員のほうから一般質問の通告があった後、現地を見に行ってみました。説明看板等も確認してきております。

以上でございます。

○西山清則議員

上に登って行かれたのか、長靴で行かないと多分行けなかったと思っておりますけども。教育長、どうでしょうか、その辺一緒に行かれたのか伺いたいと思います。

○北村喜久次教育長

私も現地を視察させていただきました。隆信廟のところはそれを祭るための手前に奉納の舞台が今はもうほとんど朽ちてますけど、あそこが辺田地区の方と当時の在郷軍人会で建てられたようで、戦前は随分縁日とかでにぎわってたという記録があるようですけど、先ほどから課長が申してますように、東明寺が現在御住職がいらっしゃらない。宗派の地区の方々が共同で見られてるんじゃないかと思うんですが、土地の所有者を無視して飛び越えて町が動くというのはちょっと慎重にしなければなりませんので、宗派の地区の方々等とのお話し合いというのにも必要になってくるかなと考えておるところです。

以上です。

○西山清則議員

先ほども言いましたように、檀家は今3名ですよね。多分3軒で守られていると思います。その3軒がなくなったときには、そしたらそのままになるということですかね。そういう考えでよろしいでしょうか。

○川崎 直生涯学習課長

檀家の方が今3名ほどおられるということで、亡くなられた後ということでございますけれども、今現在同じ宗派のお寺の方が兼務住職ということで管理をされていると思いますけれども、今後もそういう形をお願いいただければと思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

それでは、東明寺の周りはいつもきれいにされておられますけども、その上の隆信神社のところは全然手がついていません。数年前、稲佐を守る会の方に一度伐採してもらいましたけども、その後は全然手つかずでございます。その辺、どうしても町ではできないのでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○田島健一町長

東明寺の件でございますけども、先ほど来、課長とか教育長が答弁差し上げておりますように、所有権というのは大きい壁になろうかというふうに思います。今は3人さんがいらっしゃるとかなんとかの話もございましたけども、やはり帰属するところはお寺さんでございますので、お寺さんの話をきちっとしていかないと先には進まないかなというふうに思います。これについて、歴史的な資産でもございますので県の文化財担当とも協議もさせていただきたいと思っておりますけれども、一朝一夕に答えが出る問題でもないかというふうに思います。検討はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○西山清則議員

そういう余り前向きな話ではございませんけれども、そしたら説明板を取り外せば、あそこを見に来る方もいないと思いますけど、あれがある以上は、やはり知らない人は見に来ると思います。だから、その辺をもっとしっかり考えていってほしいなと思っております。

まだまだ町内には見るところはいっぱいありますけれども、佐賀鍋島藩主に直茂がなっております。その後は勝茂の時代が変わっておりますけれども、そのとき化け猫騒動が秀津で起こったと言われております。説は幾つかありますが、勝茂の孫、光茂が暴人で、碁の名手を切ったことから始まったと言われることや、千布本右衛門が勝茂を守るためにやりで刺したお寺の方が化け猫であったとも言われております。秀林寺には、猫塚があるゆえんでもありますけれども、ほかにも妻山神社や妻山神社の肥前鳥居、タカ狩りに用いたタカの鳥居を設けた鷹屋神社などがありますけれども、語り部の育成やPRはどのようにされているのか伺います。

○川崎 直生涯学習課長

語り部の育成やPRという質問でございますけれども、町内には、議員おっしゃいますとおり、杵島山系から有明海まで豊かな自然と歴史を感じることができる貴重な文化財が存在しております。また、本町からは偉大な人材も輩出しております。

まず、生涯学習課のことでございますけれども、須古城の実態と町内文化財の紹介という2つの出前講座や町外の方々へのガイドで、町内の文化財の案内や紹介を行っております。

次に、人物のPRということでございますけれども、文化連盟が開催されている文化講演会で本町出身、またゆかりの人物を紹介する講演会等も行われております。

以上でございます。

○吉村大樹産業創生課長

語り部の育成についての御質問でございますが、これも町の主催ではございませんが、ことし7月から10月にかけて、須古歴史観光振興会により白石町の龍造寺、鍋島関連史跡の観光ガイド育成講座が開催され、協力したところでございます。座学は3回、現地研修が1回の計4回開催されまして、主に須古城を題材としたガイド講座となっております。

観光は地域の自然、歴史、文化等の資源を活用することから、地域ぐるみの観光地づくりは、住民が地域の魅力を再確認し、郷土愛と誇りを育てていく効果があると考えております。そういったことで、今後、他地域においてもこのような観光ガイドの育成や取り組みができないか検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西山清則議員

いろんな方面から語り部の育成をしっかりとやっていただきたいなと思っております。

先ほども言いましたけれども、東明寺も古くからあります。それに檀家数も少なくなっていますと先ほども言いましたけれども、有明、それと白石をまたがる13の寺の曹

洞宗は東明寺から始まっております。また、白石方面は法泉寺からであります。それに隆信の母の墓は陽興寺にあり、町内の方が陽興寺に墓を祭っておられる家は先祖が武家だったのではないのでしょうか。ほかに和泉式部誕生の地、あるいは嬉野の茶の生みの親、吉村新兵衛、それやまた福富干拓を開いた福富萬平など、まだまだいっぱいありますけれども、次のほうに答えていただきます。

3番目の子どもの体力向上とスポーツ推進の施策について。

1つ目、我々の時代と違って、現在の子供たちは食べ物を含め食生活、生活環境が変わり、我々のときよりも早く体がかたくなっているのではないのでしょうか。以前は家庭で自然にとれていた食べ物の栄養分も、最近では食べ物も豊富になり、バランスが崩れているように思われます。全てにおいて洋風化しているのではないのでしょうか。特に食事のときは我々は親から厳しくしつけられ正座をさせられていましたが、最近の建物は畳もなく、正座する必要もなくなり、トイレも和式がなくなってきております。正座や和式トイレで自然に筋肉の曲げ伸ばしができていたと思いますが、今ではそれがなくなってきています。よって、小・中、高と年齢を重ねるにつれて運動していない人は体がかたくなってきて、急に運動でもすればアキレス腱を切ったりけがをしたりしてしまいます。柔軟性がなくなってきているのではないのでしょうか。

また、水に関しても、水は健康によいと言われております。日本では水道水は世界で一番安全であるとも言われております。現代では小児肥満が増加し、糖尿病や高血圧、動脈硬化などの生活習慣病になる子供たちが増加しております。その主な原因の一つとしては、日々の食生活で脂肪分や糖分をとり過ぎていることがあります。日本予防医学協会の子供の生活習慣病危険度チェックでは、甘い飲料をとり、よく飲むという科目が一番に来ております。生活習慣病になると、抵抗力や免疫力が低下するおそれがあります。いろんな病気にかかるリスクも高まります。

このような状態をどのように思われているのか。家庭の事情もあり、余り強く言えないところもあると思いますけれども、近年の子供たちは外遊びが減少し、体力低下が危惧されています。学校生活においても体力、柔軟性向上のために取り組まれていること、あるいはまた取り組まれているようなことがないのか伺いたいと思います。

○宮崎泰仁主任指導主事

学校生活においては、小学校では休み時間の外遊びの奨励や雨の日の体育館の開放、2時間目の休み時間にマラソントイムなどの業間体育を実施するなど、多くの学校が取り組んでおります。また、縦割り班活動では縦割り遊びを定期的に行ったり、体育部主催の縄跳び大会や持久走大会、児童会主催でのスポーツ集会を行ったりする学校もあります。中学校では、部活動、そして学校によっては生徒会主催の球技大会や学年ごとのクラスマッチ、体育館開放を行っているところもあります。

本町においては、食育の充実や家庭生活の重視及び家庭への啓発、自力登校の奨励などの取り組みを行っているところであります。今後もこのような取り組みを継続して行っていくつもりであります。

以上です。

○西山清則議員

今の子供たち、本当に我々と違って体がかたくなっているのかなと思っております。保育園等ではそんなにまでかたいという感じはしませんけれども、学校訪問でも体育の授業を見ていると、やはり体がかたくなっているのかなと思っておりますので、その辺いろんなやり方があると思いますけれども、そういった面、食べ物も含めて学校での指導を家庭にお願いしたいなと思ってますけど、その辺はいかがでしょう。

○宮崎泰仁主任指導主事

食育の育成ということで、家庭への啓発についてもとり行っているところであります。子供たちがみずから生活習慣を改善できる資質、能力を育成する、そういう指導や適切な食生活のために保護者への働きかけとともに学校における食の指導の充実を図り、学校栄養職員や養護教諭による食に関する指導体制を整備しております。また、家族で食事をともにする、早寝早起きをする、ノーテレビデーを行うなど、生活リズムの確立を初め、子供の生活習慣を改善するため家庭の協力を求めています。

以上です。

○西山清則議員

それでは、2点目ですけれども、パークゴルフ場については、県内最初につくられた山内パークゴルフ場がやめられました。それで、町のパークゴルフ場の利用客がふえるだろうと思っておりましたけれども、思うようにふえていないような気もいたします。定期的に毎月大会も行われているようですが、6番、9番ホール以外は比較的優しくできていて、考えて取り組むことが余りないような気もいたします。それによって、佐賀市の神水川パークゴルフ場とか武雄の高橋ゴルフ場などのほかの施設に行く人がふえております。まだあいているスペースがあるのに、なぜ最初から全てを使った設計をされなかったのか。全体を使った施設であればもっと集客力のある、魅力のあるコースができ、充実したプレーができたと思いますが、施設改良ができないのか伺いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

パークゴルフ場は、平成28年9月にオープンし、3年を経過しております。利用者数でございますけれども、平成28年度は半年間ということで1,796人、29年度は2,870人、30年度は3,619人の方が利用されております。今年度は、10月末まででございますけれども、1,800人ほどの方が利用されております。

なぜ全てを使った設計をなされなかったかということでございますが、パークゴルフ場は有明干拓記念公園内の一部に設置してあります。公園全体の面積約1万3,000平方メートルのうち約7,500平方メートルを使用しております。まだ余地はございますが、この公園の設置目的でございますけれども、有明干拓記念公園設置条例に町民の休養、憩いの場として設置することとしてあり、公園の機能を残しパークゴルフ場を設置したためでございます。

改修の状況でございますけれども、現在まで2ホールのグリーンの改修、排水不良

の解消を行うとともに管理面では芝の刈り方を工夫し、フェアウエーとラフで芝の長さを変えております。また、3番ホールでグリーン奥の網を撤去するなど、パークゴルフ協会の方からの要望にも応じております。

今後ともパークゴルフ協会会員の皆様、一般利用の方々の御意見、御要望をお聞きしながら、よりよい施設となりますよう検討していきたいと思っております。

以上です。

○西山清則議員

利用客は、若干ですが、年々ふえていると思います。それは、定期的に大会が行われているためだと思っております。ただ、リピーターの方が少なくなっております。リピーターが来なければもっとふえないと思っております。

持ち込み資料で、パークゴルフ場の写真が手元にあると思いますけれども、この施設、今あるのが今のコースです。このほかにももっとこんな広く余って、ここはもとのゲートボール場です。ここからずつつなげてここまでできますけれども、こういう余っているところをなぜ使わなかったのか。四千数百万円かけてつくられましたけれども、なぜできなかったのか。町長に伺いますけど、まず設計の段階でいろんな関係者に意見を聞くべきではなかったのでしょうか。

先日も、老人会の健康パークゴルフ大会がありましたけれども、そのときは69名の参加でありました。これAコース、Bコースがありますけれども、一度にスタートができませんので、2回に分けて行われましたけれども、練習するところもなく、半分は何もすることがなく、休憩です。このような待ち時間がないようにしないと、いろんな大会ができないと思っております。これを改良し、いろんなところから集まっていたく集客力のある、魅力ある施設が必要ではないかなと思っておりますけど、その辺、町長の考えを伺いたいと思います。

○田島健一町長

パークゴルフ場についてでございます。

先ほど課長が答弁いたしましたように、平成28年9月にオープンをさせていただいておりますけれども、その前年からいろいろと検討をさせていただいたところでございます。その中で、干拓記念公園の中でつくろうと。町内にいろんなところを探したわけでございますけども、ゴルフ場と合わせて、ここに公園があると。

その中で、今、町で公園をしておりましてけども、年間の維持管理費にも相当な費用がかかっていたということから、その中で、芝生といいますか、草が生えているところを有効利用できないかということで検討をスタートさせたわけございまして、あそこについてはひだまり館と合わせて、ひだまり館の南のほうに噴水といいますか、いろんな施設がございました、コンクリート製でもございます。そういったことから、余り当初の公園をないがしろにはできないだろうということで、南の敷地を有効的に活用しようということでスタートをさせたところでございます。

また、西のほうにも昔の堤防があるわけでございますけども、堤防との間にも少しの余地はございますけども、そこら辺も当時は人が通ってもいろんな危険なところも

あるということでしたので、少し離そうというところで今の面積になったところでございます。

ただ、今のコースも9ホールで、インコース、アウトコースというんですか、Aコース、Bコースということで一応形はとらせていただいておりますけども、将来的には、議員がおっしゃるように、もう少し規模を大きくしていったほうがいいかなという気持ちは持っております。それも、今の敷地内でいくのか、それとももう少し両側の堤防のほう、堤防といいますか、旧護岸のところまで含めていくのかというのをおあわせて検討をしていくべきかなというふうに思います。

これについては、先ほど来利用者、3年間でございますけども、少しずつふえているということもございまして。そういったことも踏まえ、また将来の、将来と言っても近い将来じゃないですけども、有明沿岸道路も近くに来るところもあって、そういうスポーツの基地としてもできるんじゃないかなということで、もっともっと大きく育てていくための検討もさせていただきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

今のパークゴルフ場は、一応33ハーフです。33でもほとんど20台で回れるコースです。簡単にできてますので、極端に言えば、2打で回れるのが結構あるんですよ。そういった簡単なのじゃなくて、ここは管理は長寿社会課ですか、ここはゲートボールですね。ここは木が生えてます。ここも木が生えてます。でも、そのまま木は残していいんですよ。それで、短くても難しいコース、長くても難しいコースをつくれば、もっと有意義なコースができるんですよ。これも残していいんですよ、このままずっと。そのままできるんですよ、こういった短くても曲がらんとどうせ入らないから、最低2打、3打ぐらいかかるんですよ。そういった難しいコースをつくればリピーターがふえてくると思っておりますので、その辺の考えはないのか伺いたいと思います。

○田島健一町長

私からも、当時のことを思い出して答弁をさせていただきたいと思います。

建設を計画する当時に、先ほどお話がありましたように、山内であるとか高橋とか神水川とか、そういったパークゴルフ場があると。そういった中において白石でも計画していかなくちゃいけないというときに、コンサルとの協議の中でも、難しいコースをつくるのか、優しいコースをつくるのかということも最初からスタート時点ではあったわけでございます。そのときに、杵島郡といいますか、白石を含めたこちらのほうにはないということから、最初から難しいコースをつくるというのは、お客さんが来てもらえるだろうか、そしてまた白石町民の方たちも最初から、難しか、難しかと言ったらだめであって、逆に優しければ、よか点数がとれたということで頻繁に来てもらえるんじゃないかと。そういう思いもあって、今議員おっしゃいますように、ちょっと優しいコースになってしまってるのかなというふうにも思います。

これについては、先ほどから御質問いただいておりますように、規模の拡大と合わ

せて、コースの難易度も検討をさせていただければというふうにも思うところがございます。

以上です。

○西山清則議員

先週も白石の多くの方が神水川大会に臨まれておりました。また、ふだん練習をするにも高橋のほうに行っておられます。なぜ練習でむつごろうカントリークラブのところにあります白石のパークゴルフ場に来られないのか。やはり、ずっとやってる方は、あそこで2回回ればもう飽きてしまうんですね。だから、今度はここを攻略しよう、こう攻略しようという考えを持ってできるコースが集客力ができるコースになるんじゃないかなと思っております。だから、その辺はしっかり検討して、全部を使ったコースをつくっていただきたいなと思っております。

先ほど見せました、前行ったときにはゲートボール場は草が生えてましたけど、この前行ったときには刈っておられました。そこはほとんどシルバーさんがされておりますので、あとのこの公園の全部はむつごろうカントリーが多分管理していると思っておりますので、その辺を集客力のあるコースをつくっていただきたいなと思っております。

それでは、3番目に入っていきます。

ことは、都市対抗野球選手権九州予選がありました。また、大学野球九州選手権あるいは九州高等学校野球大会と、大きな大会が県内で行われております。使用された球場は限られていますけれども、こういった大会が数年に1度は盛んに回ってまいります。また、数年後には国民スポーツ大会や天皇杯もあります。

町内では、ことし県の中体連が開催されました、この野球大会ですけれども。それで、球場もないので、福富マイランド公園と白石中学校のグラウンドを使用されて、それで余り広いので外野フェンスを設置されております。関係者の方が、白石町は野球場ができないのでしょうかと言われておりました。また、他の町民の方も要望があっておりますけれども、私は何回でも言っているけれども、町が動いてくれないとよく言っております。もっと強く言ってくれということで、今回も質問したところがございますが、いかがでしょうか。

○川崎 直生涯学習課長

硬式野球が行われる野球場の建設を望むということでございますけれども、小・中学生を除く一般の方が野球で使用されているグラウンドといたしましては、福富マイランド公園の多目的広場、有明地域のふれあい運動公園、稲佐山運動公園グラウンドの3箇所がございます。

その3箇所での野球での利用状況でございますが、平成29年度が約210回、平成30年度が約220回となっております。うち、硬式野球での利用となりますと、稲佐山運動公園グラウンドのみ利用されており、硬式、準硬式合わせまして、平成29年度は4件、平成30年度は8件利用されております。利用団体としましては、県内の事業所、県外の大学の野球部の方が利用されております。

硬式野球が行える野球場の建設となりますと、ファウルボール、特に球場外への飛球対策が必要になると考えられます。そうなりますと、交通量の多い道路から離れた場所へ新たに用地を取得し建設することとなりますし、多額の費用を要し、建設後も維持管理の費用が必要になると思います。また、県の中体連が町内で開催されたということでございますけれども、町内のグラウンドは多目的グラウンドとして少年野球、サッカー、ソフトボールなどの競技、スポーツばかりでなく、グラウンドゴルフなどのニュースポーツでも多くの方に利用いただいております。

野球愛好者の皆様には、今後も町内のグラウンドを利用いただき、硬式野球での利用につきましては、引き続き稲佐山運動公園グラウンドを利用いただきたいと思いますところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

硬式野球の練習はできますけど、試合はできませんよね。稲佐山もファウルボールに行ったらボールがもう戻ってきません。あそこはとりにも行かれないんですよ。1球1,200円ですよ。それをしょっちゅう使うわけにはいかんのですよね。だから、もっとできる球場が欲しいと思っております。だから、今後国体がありますので、指摘された鹿島とか鳥栖、伊万里、唐津と、いろんなところは修復されています。だから、何年かに1回いろんな大会、先ほど言いましたような大会ができるような球場が必要じゃないかなと思っております。

どこへ行っても、本当に硬式の試合ができる球場というのはほとんどないんですよ。プロが唯一できるのは、みゆき球場と県営の球場ですね。ただ、みゆき球場はフェンスがなくてただで見られるので、プロはなかなか来ません。だから、金が取られてできるような球場があれば、もっと人が集まってくるんじゃないかなと思っております。人が集まれば、ビジネスホテルとか、そういったところができるかもわかりませんので、そういった先のことを見て考えていただきたいなと思っております。

ことしも嬉野にドイツのナショナルチームが合宿されました。町内からも何名か審判には行きましたけれども、そういった施設があれば、ほかから来るんですよ。だから、そういった施設ができればと思っております。野球ではありませんけれども、施設があればいろんな大会もできますし、大会があれば人も集まってきます。

先日も県のスポーツ推進委員実技研修会が白石社会体育館でありました。昼過ぎまでで終わりましたけれども、町外から来られた方は昼の弁当を町内の業者に頼まれて食べておられましたし、そういった施設があれば人も集まってきますので、そういうことをすれば町内にも金が落ちてきますので、そういった大きな前を見る、将来を見た考えを持って答弁していただきたいなと思っておりますけど、そういった先進的な考えを持って言ってください。金がないとか何ができないとか、そういった消極的な答弁では先へ進まないのでもっと前を見た考えで答弁をお願いします。

○川崎 直生涯学習課長

先ほど議員おっしゃいました県のスポーツ推進委員実技研修会、多くの方が白石町

にお見えいただきました。施設があれば人は集まってくるということでございますけれども、今現在も庁舎前の総合運動場、多くの大会等が行われております。なぜかと申しますと、近くに役場、また総合センター等駐車場があるということで、利用価値があるということで行われております。また、白石の社会体育館につきましても、やはり駐車場があるということで多くの県大会等が行われてるところでございますけれども、やはり施設の建設となりますと、議員おっしゃいましたとおり建設費用が必要となります。このようなことから、町の財政状況等を勘案しながら十分に検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

施設をつくるには大きな金が必要だと思っております。ただ、将来を見て、本当に立派な施設があれば人は集まってきます。そしたら、本当にその他以外も潤ってくると思いますので、そういう建設的な考えを持ってお願いしたいと思っております。将来的に野球場とパークゴルフ場の大きな施設ができるように願ひまして、私の質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで西山議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問です。

本日はこれにて散会します。

16時25分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年12月9日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 草 場 祥 則

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 小 柳 八 束